

壮瞥町告示第54号

令和5年壮瞥町議会第3回定例会を、次のとおり招集する。

令和5年8月25日

壮瞥町長 田 鍋 敏 也

記

1 期 日 令和5年9月7日

2 場 所 壮瞥町役場 大会議室

3 付議事件（予定）

- （1）教育委員会委員の任命について
- （2）壮瞥町表彰条例に基づく表彰について
- （3）北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- （4）令和5年度壮瞥町一般会計補正予算（第5号）について
- （5）令和5年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- （6）令和4年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定について
- （7）出資法人の経営状況について

○応招議員（9名）

1番 山 本 勲 君
3番 長 内 伸 一 君
5番 佐 藤 忞 君
7番 菊 地 敏 法 君
9番 森 太 郎 君

2番 加 藤 正 志 君
4番 毛 利 爾 君
6番 湯 浅 祥 治 君
8番 真 鍋 盛 男 君

○不応招議員（0名）

令和5年壮瞥町議会第3回定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和5年9月7日（木曜日） 午前10時00分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

日程第 6 議案第50号ないし議案第55号及び報告第5号について
（提案理由説明・議案内容説明）

○出席議員（９名）

1番	山本	勲	君	2番	加藤	正志	君
3番	長内	伸一	君	4番	毛利	爾	君
5番	佐藤	忖	君	6番	湯浅	祥治	君
7番	菊地	敏法	君	8番	真鍋	盛男	君
9番	森	太郎	君				

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也	君
副町長	厂原收	君
教育長	谷坂常年	君
会計管理者兼		
	大野博雄	君
税務会計課長		
総務課長（兼）	庵	匡君
企画財政課長	上名正樹	君
企画財政課参事	市田喜芳	君
住民福祉課長	阿部正一	君
産業振興課長	木下薰	君
商工観光課長	三松靖志	君
建設課長	澤井智明	君
生涯学習課長	河野圭	君
選管書記長（兼）	庵	匡君
農委事務局長	齋藤誠士	君
監委事務局長（兼）	小林一也	君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	小林一也	君
------	------	---

◎開会の宣告

○議長（森 太郎君） これより令和５年壮瞥町議会第３回定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（森 太郎君） 直ちに本日の会議を開きます。
（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（森 太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 太郎君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第１１６条の規定により、議長において
３番 長内伸一君 ４番 毛利 爾君
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（森 太郎君） 日程第２、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から９月１４日までの８日間といた
したいと思います。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日から９月１４日までの８日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（森 太郎君） 日程第３、諸般の報告を行います。
議会一般、総務経済合同常任委員会所管事務調査報告、監査委員からの例月出納検
査結果報告、定期監査結果報告、各団体からの陳情、要望等、広域連合、行政事務組
合議会等報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。
今期定例会の付議事件は、議案６件、報告１件であります。
以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（森 太郎君） 日程第４、行政報告を行います。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 令和5年第2回定例会以降における町政の主なものについてご報告を申し上げます。

最初に、お手元に第2回定例会以降における工事発注一覧表を配付しておりますので、ご照覧ください。

次に、要望活動についてご報告申し上げます。まず、室蘭地方総合開発期成会としての要望活動についてですが、6月27日には地元要望として室蘭開発建設部、胆振総合振興局、7月18日、19日には札幌要望として北海道開発局、北海道など、また7月25日、26日には中央要望として国土交通省北海道局、道路局、財務省等をはじめ、地元選出国會議員に対し、令和6年度の国費等の要望を行いました。本町といたしましては、国道453号蟠溪道路の整備促進と交通安全施設等の整備、上久保内、幸内地区地滑り対策の推進、道道洞爺湖登別線の整備促進、有珠山外環状線の整備に係る町道上立香第2線の道道認定と整備の早期実現等について要望を行ったところがあります。なお、6月27日の地元要望の際には、森議長にもご同行をいただいております。

次に、自由民主党北海道第9選挙区支部主催の移動政調会についてですが、7月24日伊達市、登別市、洞爺湖町、豊浦町、壮瞥町の2市3町合同による移動政調会がだて歴史の杜カルチャーセンターで開催され、本町といたしましては、国道453号蟠溪道路、道道洞爺湖登別線サンパレス工区等の整備促進のほか、町道滝之町中島1号線の整備に伴う財源確保や、有害鳥獣対策への支援の充実などにつきましても要望を行いました。

次に、ユネスコ世界ジオパーク再認定審査についてご報告を申し上げます。ユネスコ世界ジオパーク認定地には、4年に1度の再認定審査が義務づけられており、このたびの再認定審査は7月8日から12日の5日間の日程で実施され、ユネスコから派遣されたジン・ジシン氏とハン・ジンファン氏、ともに中国の2名が1市3町のジオサイトを訪れ、サイトの保全状況やガイド活動、案内設備、ジオパークとしてのPRなど、約300項目にわたり審査されました。12日に行われた審査員講評では、当地域の地球科学的価値、火山と共生してきた歴史や育まれた産業、そして減災活動等について高く評価するコメントが出されました。審査の結果については、9月のユネスコ世界ジオパークネットワーク会議で審議され、最終結果が決まる予定となっておりますので、期待を胸にその日を待つとともに、今後も1市3町、関係機関の連携の下、地域の皆様と共にジオパークを活用した魅力ある地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、札幌国税局からの感謝状の贈呈についてご報告申し上げます。6月22日に令和4年分の所得税確定申告で申告書等のデータの引継ぎにより行政事務の効率化に対して顕著な功績があったとして、札幌国税局から壮瞥町に対して感謝状が贈呈さ

れました。町民の皆様のご協力により、壮瞥町役場で受付した確定申告約 300 件のうち約 95%がデータ引継ぎにより当日中に室蘭税務署に提出することができました。これにより税務署ではパンチ入力大幅に削減され、町では引継ぎに係る書類の作成及び郵便料が削減される上に、還付等の早期処理が可能となりました。これからも行政事務の効率化につながる取組を進めてまいります。

次に、りんごまつりについてご報告申し上げます。そうべつりんごまつりは、昭和 51 年からリンゴの産地としての知名度を上げ、農産品の販売促進等を目的として開催され、コロナ禍においてはインターネットによる e コマース形式で実施されてきたところであります。主催者である実行委員会では、近年の来場者や売上げの減少、衛生環境や開催場所の確保といった課題に加え、祭り開催時の主力品種であるつがるが改植期にあるといった現状から、時代の変遷と消費者のニーズに対応した祭りの在り方について昨年 9 月以降、開催方法も含め本格的に検討を進めてきたところであります。

次代を担う若手を中心とした検討では、壮瞥町のさらなる知名度アップを図るため、1 日限りの対面販売イベントではなく、アニメゲームキャラクターとコラボした 1 か月のスタンプラリー形式により開催する方針がまとめられ、本年 7 月開催の実行委員会で決定されたところであります。その概要は、町内の果樹園や道の駅などで多品種のリンゴを購入いただくもので、景品として町内の農産品や加工品をはじめ、リゾートホテルの宿泊券等を提供することとされており、開催時期は 10 月 20 日から 11 月 19 日までで、e コマースも併せて行うこととされております。新たなスタイルのりんごまつりは、若い世代の発想により SNS や新しいメディア媒体を活用し、壮瞥町の知名度やブランドイメージを高め、来訪者及び売上増による持続可能な地域づくりを目指す取組であり、町としましては新たな取組を支援していく所存でありますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

最後に、中学生フィンランド国派遣（海外研修）事業についてご報告申し上げます。この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により 4 年ぶりの開催となりました。派遣対象は、中学 2 年生と中学 3 年生に加え、昨年度代替事業も中止となった高校 1 年生の希望者 6 名も含め生徒 32 名、引率者 4 名、合計 36 名が 8 月 1 日から 8 日間の日程でフィンランド共和国を訪問し、全員が無事に帰町いたしました。現地では、フィンランドオリンピック委員会、シベリウス・モニュメント、ヘルシンキ大聖堂、サント村などへの視察、3 泊 4 日のホストファミリー宅での滞在など、おおむね予定していた研修を実施することができました。生徒にとって貴重な経験となる有意義な海外研修となり、その成果を後日広報や報告書等で町民の皆さんにご報告いたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上、令和 5 年第 2 回定例会以降における町政の主なものについてのご報告といたします。

○議長（森 太郎君） これにて行政報告を終結いたします。

◎一般質問

○議長（森 太郎君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。

5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 質問の柱ですけれども、不適切な指導事案、早期解決の取組の進捗状況を確認させていただきたいと思います。

その質問の中身ですけれども、不適切な指導の内容について、令和5年3月の第1回定例会期中の3月6日に開催された全員協議会で初めて公としての報告が町長からありました。この件については、令和5年度予算審査特別委員会の席上、3月9日に質疑が行われました。3月16日には令和5年第2回臨時会が開催され、不適切な指導事案に関して町長、教育長の監督者としての責任を明らかにするため、それぞれの給与の減額をするため、条例の改正をしております。その後、5月23日開催の全員協議会でハラスメント事案に係る対応状況についての報告がありました。

町民の皆様には、町長名で3月16日付の壮警町からのお知らせ、これは全戸配布されたと思います。さらに、広報そうべつ4月号でも対応としての今後、最終報告書を取りまとめるとともに、再発防止に向け全職員アンケート調査を行うなどして、仮称ですけれども、壮警町パワー・ハラスメントの防止等に関する指針を策定する。そして、職員の皆さんが働きやすい、能力を発揮しやすい職場環境づくりを推進していく考えですと公言されております。これらについて一日も早く取りまとめ、公表することが必要と考えます。現段階での進捗状況とその取組内容について伺いたいと思います。

なお、お断りしておきますけれども、この質問は8月22日現在で作成していることをお断りしておきたいと思います。

以上です。

○議長（森 太郎君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 5番、佐藤議員のご質問にご答弁申し上げます。

初めに、本年4月以降8月までの町の取組概要についてですが、全職員を対象としたアンケート調査及びハラスメント予防研修の実施、本事案の最終報告書及びハラスメント防止に係る基本方針、職員行動マニュアルの策定、その他、ハラスメント行為に関する懲罰規定や相談窓口の見直しなどを行っております。

その詳細を申し上げますと、まずアンケート調査については本事案の全体像の把握や再発防止を目的として行ったもので、本事案の実態や職員の様々な受け止め方が把握でき、また今後の取組の参考となる意見、提案を多数収集できたと考えております。

次に、予防研修については、一般社団法人日本産業カウンセラー協会北海道支部から講師を招いて行ったもので、町三役、一般職職員と通年雇用されている会計年度任

用職員の全員及び参加を希望した高校教職員を合わせた計 127 名が受講しました。

次に、最終報告書、基本方針、職員行動マニュアルについては、アンケート調査の結果や予防研修で学んだ知識を踏まえて 8 月末に策定したところであり、最終報告書では経過や要因分析、今後の対応などを取りまとめ、基本方針、職員行動マニュアルではハラスメント行為の定義や具体例、町や個々の職員が取るべき行動を定めております。

次に、懲罰規定や相談窓口の見直しについては、ハラスメント行為に対する処分量の明確化や懲戒処分の公表基準等を新設し、相談窓口については従前の総務課職員係のほかに住民福祉課健康づくり係も加え、より相談しやすい体制を取ることとしております。町としましては、これらの取組の普及啓発、徹底を図ることで再発防止に努め、職員が働きやすく、能力を発揮しやすい職場環境づくりを推進していく考えであります。

なお、前述の最終報告書は次の全員協議会で議員の皆様へ配付、説明するほか、広報等を通じて町民の皆様にもご報告させていただく予定でおりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、ご答弁といたします。

○議長（森 太郎君） 5 番、佐藤 恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 経緯については分かりました。そこで、何点か質問を続けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

あつてはならないことが公になってから、再発防止のために取り組まれたことが今答弁にありました。職員のアンケート調査の実施と分析、内部調査の最終報告書の作成、さらに壮瞥町ハラスメント防止に関する基本方針、職員行動マニュアルというような形ですけれども、その作成、これに多忙な行政事務を抱える中で努力され、まとめられた職員の皆様のご努力に私は感謝を申し上げたいと思います。このことについては先ほどの答弁にもありましたが、後日広報などを通じて報告されるとのことですけれども、それを待ちたいと思いますけれども、せっかくの機会ですので、以下何点か伺いたいと思います。

3 月 6 日、5 月 23 日開催の全員協議会で再発防止に向けた対応として、全職員アンケート調査の実施を掲げ、先ほどの答弁の中に今後の取組の参考になる意見、提案を多数収集できたこととありましたけれども、全部とは言いませんが、アンケート調査で参考になる意見だとか提案、どのようなものがあつたか、全部でなくてもいいのですが、代表的なものについてお聞かせ願えればと思いますけれども、1 点目は以上です。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

アンケートでの参考になる意見、提案はということでございますが、このアンケートは本年 3 月から 4 月にかけて、1 か月かけて一般職員と、それから通年で雇用して

いる会計年度任用職員、合計 117 名いらっしゃったのですが、それらの方を対象に行いました。78 名のご回答があって、うち 55 名の方から意見、提案というものがございました。ご質問にあるとおりようやくいいでしょうか、ある程度区分整理していきますと、大きく 4 点あったかというふうに認識をしております。

まず、1 点目は相談体制の見直しと明確化を図ったほうがいいと。何かがあって相談したくてもどこへ、誰に言えばいいのかわからない、そんなようなご意見がありました。

それから、2 点目は職員行動マニュアルの整備をしたらいいのではないかと。それは、ハラスメントを受けた、あるいは目撃した、そういったときにどう行動すべきなのかということを改めて知識として身につけるという意味で、あることが望ましいと、そんなようなお話でした。

それから、3 点目としては、今回の事案が一定期間続いたというものでございますが、無関心といいましょうか、見て見ぬふりといいましょうか、決してそんなことはない、全員がそうだというわけではないと思うのですが、そのような状況はやはり横行してはいけないと。それと関連して、これらのことを防止する意味でもやはり研修とか、そういったもので普及啓発を図るべきではないか、そのような意見が 3 点目でございます。

それから、最後 4 点目としては、これは即効的な対処法があるわけではありませんが、全般にやっぱり対話、コミュニケーション、そういったものをもっとよくして職場の風通しといいましょうか、そういったものをよくしていくべきだということで前向きなご意見をいただいたというのがアンケートの主な回答でございます。

これらを踏まえて、先ほど町長も答弁されておりましたが、4 月から 8 月にかけて相談体制の見直しであったり、あるいはマニュアルの整備であったりを行い、また 7 月から 8 月にかけてアンケート同様に全職員を対象にした予防研修というものも実施をしております。今後も再発防止に向けて、これらの意見を踏まえて対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 5 番、佐藤 恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 分かりました。職員の皆さんから、55 名の皆さんからいろんな意見が、改革案といいますか、こんな点に注意したらとか、いろんな取組の示唆があったということは、やはり職員の皆さんも関心を持っていらっしゃる証拠でないかなと思います。やはりそういう声を大切にして今後取り進めていただきたいな、そんな要望を添えたいと思います。

次に、内部調査もやっているということを聞いているのですけれども、これについては、この内部調査の内容については個人情報相当絡んでくるのではないかと思いますので、今回はその点については触れませんが、やはり先ほどの答弁の中にも

ありましたけれども、相談体制といいますか、それを充実することが必要だということの説明がありましたけれども、相談体制については私勉強不足で、この件が出て初めて承知したのですけれども、令和4年4月1日施行の壮瞥町職員のハラスメントの防止等に関する規定というのが制定されていたのです。これどこかで説明あったのではないかと思いますけれども、私承知していなかったのです。

そのことを聞いて、インターネットでこの壮瞥町の歴史を調べてみましたらありました。きちっとしたものがあって、相談体制については先ほどの答弁にありましたように担当者も書かれておりました。ですから、私はこのような規則があったら、やはり一人一人がそれを承知していくことが必要と考えているのですけれども、先ほどもちょっと触れられておりましたけれども、改定前と改定後、人的に変わったということお話をしましたけれども、人数はどの程度になったのかです。予想される人数はどの程度になったかについてもちょっとお尋ねしておきたいなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

ただいまのご質問にありましたハラスメント防止に関する規定でございますが、すみません、議会のほうへは個別に説明というのはしておりません。庁内規定ということで役場の中で周知をして例規集に載せるというところでございます。こちらにつきましては、基本的にその各職員、管理職であったり、一般の職員であったり、それぞれがハラスメントに対してどういう認識でどういう対応をすべきかということを記載はしているのですが、どちらかというと理念的な表現が多いのかなと、マニュアルとはちょっと違う性質なのかなというふうには考えます。

ご質問の相談体制のことでございますが、もともとの規定で言いますと相談窓口というのは総務課長、今は私ですが、職員係、それからその他町長が指名する者ということで実質的には2名という体制でおりました。今回の事案を踏まえて改正をして、新たにそれらにその他町長が指名する者として具体的に住民福祉課の健康づくり係、保健師ですとか管理栄養士になりますが、一応3名想定しています。それらの職員についても相談窓口に加えるという形で改定というか、内容を変えています。目的としては、現在実は職員係をしている職員が女性なのですけれども、たまたまということもあって、それが今度男性になると女性の相談員がいないというような状況になってしまうということ。それから、どうしても職員が60近い職員から20代、二十歳前後まで幅広くいます。男性も女性もいます。なので、特定の年代の職員よりは広くしたほうが相談はしやすいのかなということと、先ほどこっと女性の話をしましたが、ハラスメントというのはパワーハラスメントだけではなくて、セクハラであったり、マタハラであったりいろんなケースが想定されるので、そういう意味ではやはり少しでも相談しやすい体制をつくるということが肝要かというふう考えたという

ことと、あともう一つは本人がそもそもハラスメントとして認識しているかどうかという問題が出てくるかなと。例えばそのハラスメントを受けて体調が悪くなって、でもそれがハラスメントとは認識をしていなければ、ハラスメント相談窓口にはやっぱり行けないです。それよりは体調が悪くなったということで、それを理由に健康づくり係等の職員へ相談してもらえれば、そこから調べていった結果、実はハラスメントが起こっている、そういうような発覚するケースも想定されるということで、いろんな意味でハラスメントの行為、あるいはその手前、前段の辺りの行為を広く把握する、かつ相談しやすくする、そのような目的で今回の相談窓口の拡充、強化というものを行ったということでございます。

以上です。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤 恣君。

○5番（佐藤 恣君） 分かりました。やはりきちとした体制を持って、相談する方が安心してできるような体制をぜひ構築していただきたいな。そして、そのような機関が機能しなくてもいいような職場を私はぜひつくっていただきたいな、そんな気がしてなりません。

そこで、壮瞥町ハラスメント防止に関する基本方針、職員行動マニュアルという言葉で作成されたということが先ほどの答弁でありましたけれども、それについても私はなかなか理解することできないのですけれども、マニュアルの制定の基本となる考え方、先ほどもちょっと触れられておりましたけれども、この事務に携わった立場からどのような点、成文化にご苦労されたのか、そんなことを苦労話と言うとおかしいのですけれども、そういうこともしもあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

今回基本方針とマニュアル整備を合冊したような、そのような形で職員の普及啓発を図る目的で整備をしたところでございますけれども、作成に当たっては当然先ほど申し上げたアンケートでいろんな課題であったり、あるいは提案をいただいたので、それらを参考にしたということと、あとはやはり本事案を通じていろんなことが起こり得るのだなということも、ちょっと表現適切かどうか分かりませんが、学習をさせていただいたところでございます。

このマニュアル、基本方針については、端的に言いますと大きく3点重要だというふうにしております。1つは、ハラスメント等に関する周知啓発を徹底するということ。それから、2点目は相談体制を明確にきちんと体制を確立するということ。それと、3点目は毎日そのような事例、ないしは疑わしき事例が発生したときには、とにかく迅速かつ適切に対応するという、この3点を大きな基本方針として掲げております。

そもそも何が、どういう行為がハラスメントに当たるのか、行為をするほうもされ

るほうもそれをちゃんと理解をしましょう。パワーハラスメントだけではなく、セクハラもマタハラも全部一緒です。それを周知啓発しましょうと。それから、万一それを目撃したらどう行動すべきかということのをちゃんと頭に置きましょう。そういったことを1点目の柱にしていると。

それから、2点目の相談については、先ほど相談員を増やしたということを言いましたが、それでも相談員になかなかたどり着けないケースもあると思います。その場合に相談を受けた人間が相談員に伝える。そういう間接的な形でも構わないので、とにかく話を止めない。最終的に解決に向けて終わらせないということを、認識をしてもらうということを2点目として上げています。

それと、3点目の迅速かつ適切な対応ということは、必ずしも処分ありきではなくて、そのような行為があったらまず止めるというのが、それが何よりも最優先で、体調を悪くしたり、そういったことのないようにできるだけ初期の段階で止めるような、そういう意味で迅速かつ適切な対応というのが必要で、それは管理職を中心にきちっと理解をしてやっていくべきものというふうに考えています。

骨子としては以上のような内容で、決してとっぴな内容でも何でもございせんが、あくまでも基本的な行為ですが、要はそれを全職員がちゃんと理解をする、そこが今後の再発防止の一番大事なことだと思いますので、そういったことを伝えるという意味でマニュアル整備したということで、ちょっとお答えになっているかどうか分かりませんが、基本的な考え方としては以上であるということでございせん。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤 恣君。

○5番（佐藤 恣君） 分かりました。私もハラスメントということを聞いてなかなか理解できないので、例えば人事院で出している資料だとか、また総務省でも出しているのです。また、地方自治体の町でもそのような職場におけるハラスメント防止に関する指針だというようにまとめて出しているのをインターネットで調べたら見ることができて読んでみました。大変難しい課題を抱えているけれども、やはり今答弁にありましたように、もしも不幸にして起きたら迅速、一刻も早くそれを解決することとは私は必要でないかな、そんな気がしてなりません。

そこで、このようにご苦労されてつくられたこの行動マニュアル、ただつくったからそれでいいのだでなくて、私は町長を先頭にして職員の皆さん一人一人がこの行動マニュアルの内容を熟知、理解して日々の職務遂行の中でやはり生かさなければならぬのでないか。ただつくればいいというような感覚でなくて、やはりそれをお互いに理解し合う、そしてそのことによって未然に防止できる、そういうことは私は必要でないかと思っておりますけれども、今回作成した職員行動マニュアルを今後どのような方法、取組で定着化を図っていく考えかについてももしもお考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

全くご意見のとおりで、つくったものを実践するということが大事だということは担当課としても認識をしているところでございます。このマニュアルにつきましては、先般定例の管理職会議というものがあるのですが、そちらのほうで配付、周知をしまして、全職員回覧するようにということで各課に配付をしています。

また、役場の中の情報のネットワークがあるのですけれども、ネットワーク上にそのデータを載せておりますので、職員であればいつでもそれを閲覧したり、あるいはダウンロードしたり、どこかへ行って探さなくても見つけられるように、そのような体制は取りあえずはつくってあります。

今後これらを普及していくという意味で、当然紙ベースで周知、概要文であったり、パンフレットであったり、違うものも使って事あるごとに周知を図っていきたいというふうに思っておりますし、あとは先般予防研修というのを1回行ったところですが、まだ総論のレベルだというふうに認識をしています。今度はもうちょっと細部、各論で例えば恐らくは全職員共通の話題と管理職、ハラスメントを起こし得る可能性が高いのは多分管理職なのだろうというふうに思いますから、そういったところ向けに細部に形態を変えて研修や普及啓発というものも行っていきたいというふうに思います。

いずれにしても、今回の事案はこれで風化させるということではなくて、いい意味で教訓として二度とこのような状況が起きないように担当課としても努力してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 最後の質問とさせていただきたいと思います。

その内容ですけれども、私は信頼回復ということを、これをやはり基本にしていくことが大切でないかな。皆さんご承知のように、第5次壮瞥町まちづくり総合計画の最後のところにこのように書かれております。親切で信頼される役場として、そういう項目を上げておりまして、現状と課題で次のように述べております。本町は平成21年、2009年1月に新庁舎で業務を開始、新しい環境の中、行政サービスを行っています。今後も町民から親切でより信頼される役場を目指し、積極的な情報発信と丁寧な説明、職員個々の資質、能力の向上に努める必要がありますというように現状と課題をそのように分析しております。また、小さな町だからこそできる心遣いと気配りで町民との距離を密接にして役に立つ場、役に立つの役と立つ場絡めて役場という解釈になるのですけれども、この役に立つ場を目指しますと記載されております。今回の件でやはり町民の皆さんもいろいろと考えていることがあったのではないかな、そういう面で一日も早く信頼回復をしていくことが私は必要でないかなと思いますけれども、このことについてどのようにお考えになって、今後この現状と課題の達成に向け

て取り進める考えがあるかをお聞きして質問を終わります。

以上です。

○議長（森 太郎君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 私から答弁を申し上げます。

今回の事案につきましては、当該職員はもとより職員をはじめ、町民の皆様や関係機関の皆様に多大なご迷惑をおかけしたことを改めておわびを申し上げたいと思っております。

先ほど総務課長からの答弁にありました職員アンケートでは、職員から貴重な意見を拝聴したなど、このように私も思っているところであります。改選後、5月の中旬でしたけれども、一般職の職員の皆さんと個別に短い時間でしたけれども、面談を実施したところであり、改めて冒頭、本事案に対する私の思い、おわびを職員の皆さんに申し上げ、アンケートで記名で記入してくれた方には、限られた時間ではありましたが、そのことについて意見交換をさせていただくなど、こうした取組も行っているところであります。

今回の事案を教訓に作成したマニュアルの定着、再発防止に努めるとともに人材育成や業務管理面での見直しを図るなど、職員の皆さんが働きやすく、能力を発揮しやすい職場環境づくりを行っていかねばならないと、このように思っているところであります。そして、全ては今いる町民の皆様の幸せのためにという思いを職員の皆さんと共有し、一丸となって、今議員からご指摘のありました信頼される役場づくりを推進する考えでありますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げまして、ご答弁とさせていただきます。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） 私のほうからは、行政評価、事務事業評価の在り方について質問いたします。

我が国の地方自治体において行政評価、事務事業評価の導入は、1996年の三重県の事例が始まりとされておりますが、それから既に25年ほど経過し、全国に行政評価の導入が広がっております。総務省の地方公共団体における行政評価の取組状況等に関する調査結果では、行政評価は2018年10月現在で47の全都道府県で導入済みであり、指定都市では20団体のうち95%の19団体、その他の市区町村では1,721団体のうち60%の1,033団体が導入済みとなっております。そのうちの町村だけを見ますと、導入済みは40%程度と低くなっており、規模が小さい自治体ほど導入に消極的な姿勢がうかがえます。行政評価導入の目的としては、行政職員の意識改革や事業成果の重視、行財政改革の推進などが挙げられますが、最近では特にアカウンタビリティ、説明責任という意味で国民あるいは住民に対し、知る権利に基づいて政府あるいは公共団体が説明すべき義務を果たすためにも行政評価は重要であると言われております。本町におきましても税収等の歳入が減少する傾向となる中で、ばらまき型の

政策を続けることは財政破綻につながるものであり、事務事業を選択と集中の観点で捉え、これまでのあれもこれもではなく、あれかこれかの考えに変えて歳出の削減を図っていくことが必要ではないでしょうか。

地方自治法第2条14項には、地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと規定されております。最近の多様化する住民ニーズや少子高齢化の進展により行政の事務事業は膨らむ一方であり、このような時期であるからこそ全ての事務事業を見直して不要不急の事業は廃止や休止、縮小しつつ、必要な事務事業は積極的に実施していくなど、費用対効果や実施成果を見定めた行政サービスを行い、最小の経費で最大の効果を上げるように努め、将来を見据えた行財政改革を行っていく必要があります。このためにも今まで以上に行政評価、事務事業評価を生かし、事務事業の在り方を根本的に見直して住民サービスの向上につなげていくことが重要だと思います。そこで、次の点について質問いたします。

①、本町の行政評価の現状はどうか。本町におきましても行政評価が導入されておりますが、これまでの実施状況はどうなっているかお伺いします。

②、行政評価をどのように予算編成に反映しているか。行政評価を生かしていくには、予算と決算のPDCAサイクル、プラン、計画、ドゥー、実行、チェック、評価、アクション、改善を繰り返すことによって業務を継続的に改善していく手法の確立が大切と思われます。行政評価をどのように予算編成に利用しているかお伺いします。

③、行政評価のための住民の意見やニーズの把握をどのように行っているか。多くの場合には、行政評価はその事業を行っている担当部署の職員が行うことが多いと思われます。自らが予算要求を行った事務事業を自己評価することも大切なことでありますが、行財政改革の観点では自己評価ではなく客観的な他者評価も必要だと思われます。この点について、本町ではどのような評価を行っているのでしょうか。また、行政評価を行うに当たり、各種事務事業について住民の意見やニーズを把握して評価に生かすことも大切と考えますが、事務事業を評価するための住民ニーズ等の把握は行っているのでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（森 太郎君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 6番、湯浅議員のご質問にご答弁申し上げます。

行政評価は行政サービスの現状を認識し、行政課題を発見するための手法の一つで、行政が行う施策や事務事業について有効性、効率性、事業の妥当性など様々な観点から検証、評価し、その結果を行政運営に反映させるものであります。

1点目の本町の行政評価の現状についてですが、本町におきましては平成26年度分の評価までは200以上ある全ての事務事業について評価を行っていましたが、評価作業の効率化を図るため、平成27年度分の評価からは壮瞥町総合戦略に登載して

いる事業について評価しております。評価方法につきましては、事務事業の所管課において実績を取りまとめ、事業の現状や課題、今後の展開などについて検討、評価し、それらの資料を基に町民 10 名及び外部有識者 1 名から成る壮瞥町行政評価委員会においてご意見等をいただき、その結果を広報やホームページで公表しております。

2 点目の行政評価の予算編成への反映についてですが、行政評価は評価することが目的ではなく、評価結果を行政運営に反映させることが重要であると認識しております。庁内での検証結果と行政評価委員会での評価等を考慮し、町民の皆様が何を必要としているのか、効果的にサービスが提供されているのかなどの観点から検証を加え、予算編成の際にも行政評価の成果を活用しているところであります。

3 点目の行政評価のための住民の意見やニーズ把握についてですが、行政評価委員会の委員は居住地域や年代、性別に偏りができないよう 10 名の町民の方を選任しており、町内各地区における状況、年代や家族構成、職業等の違いによる様々なご意見をいただいております。また、町政懇談会や各種会議等におきましても町民の皆様から町政運営へのご意見をいただいております。このようなご意見も参考にさせていただき、より効率的で効果的な予算執行とよりよい住民サービスの提供に努めていく考えでありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁いたします。

○議長（森 太郎君） 6 番、湯浅祥治君。

○6 番（湯浅祥治君） 答弁ありがとうございます。それでは、再度質問させていただきます。

壮瞥町総合戦略に登録している事業についてのみ評価しているという答弁をいただきました。総合戦略のみに絞った理由、またあるいは総合戦略の事務評価は必要であると判断された理由をご答弁いただけないでしょうか。

○議長（森 太郎君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

行政評価の評価項目を総合戦略の項目に絞った理由ということでございますけれども、最初に町長が答弁した中にもありましたけれども、以前は評価項目が多くてなかなか大変だったということもありまして、ちょうど総合戦略を策定することになりまして、総合戦略につきましても同じように人口減少に対する課題を取り込んで計画をつくっております、その中で十分行政評価の項目となり得る課題が記載されているということで総合戦略の計画で掲げている目標を評価項目として評価しているところでございます。

○議長（森 太郎君） 6 番、湯浅祥治君。

○6 番（湯浅祥治君） ご答弁ありがとうございます。

それでは、先ほど、今もお話ありました平成 26 年度まで事務事業評価を行っていた。効率化を考えて 27 年度からは壮瞥町総合戦略に登録している事業についてのみ評価していると答弁をいただいております。先ほども申し上げましたけれども、行政

評価導入目的としては、行政職員の意識改革や事業成果の重視、または行財政改革の推進、アカウンタビリティ、説明責任、町民に対しての知る権利に基づいた説明する義務を果たすためにも行政評価というのは重要であると考えておりますけれども、その他の事務事業評価もされたらどうなのかなと思うのですが、いかがでしょうか。お願いいたします。

○議長（森 太郎君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

総合戦略に記載してある事業につきましても、基本的には全事業については記載してはいないかもしれませんが、相当数の事業については記載してありますし、総括的に行政評価委員会の委員さんからはご意見を伺っておりますし、あとは予算の要求、予算査定、そういった予算編成の段階につきましても全事務事業について所管課、そして理事者、財政当局が入ってその事務事業については評価して必要な経費を予算編成で組んでいるという中で言えば、抜けている事業というのは基本的にはないと。全事業を考慮して予算編成をしているという考えで担当としては考えております。

○議長（森 太郎君） これより休憩といたします。再開は 11 時 10 分といたします。

休憩 午前 10 時 59 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6 番、湯浅祥治君。

○6 番（湯浅祥治君） 先ほど答弁いただいておりますけれども、全事業に対する事務事業評価では行政側の負担が大きいのことでしたら、一定以上の予算規模の事業に対してのみ事務事業評価を行うというのはいかがでしょうか。総合戦略の事業でなくてもそれだけの多額の住民、あるいは国民の税金を使って実施している事業であるならば、それだけ大きな説明責任も求められるのではないのでしょうか。確かに細かなところまで全ての事務評価を行うということは負担であると思います。ただ、やはり大きな額を扱う事業でしたら、しっかりとその使い方を住民に説明していくことは大切なことだと思います。それが住民の政治参加を促して高度な地方自治を実現していくことにつながるのではないかと考えております。この辺りは、当局としてのご意見をお聞かせいただければ幸いです。

○議長（森 太郎君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

大きな額の事務事業については説明責任が必要ではないかということですが、議員おっしゃるとおりだと思っておりますし、基本的にやはり大きな額の事業をやる場合には議員への説明ですとか、住民の説明もしていかなければならないという認識でおりますので、今後もそういった形で事務事業を実施する際にはできるだけ丁

寧にご説明をしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） 答弁ありがとうございます。

行政評価の先進的な事例として、千葉県の上野市では総合計画に行政評価の考え方を取り入れたり、福祉や教育などの各分野の方向性を具体的な数値を用いて目標を設定して、住民に対して市のまちづくりがどのように進んでいるかを公表しております。また、福岡県の大野城市では予算編成から内部評価、外部評価、決算を一本化しており、予算編成と連動した行政評価システムに外部評価を取り入れ、事務事業の有効性や効率性の議論が十分に行える仕組みを導入しております。

また、多面的に行政評価、診断を行うシステムとして公共サービスD O C K事業、D、誰でも、O、オープンに、C、チェックできる、K、環境づくりを展開しており、総合計画を基点とした計画、予算決算、評価が連動した一体的な行政経営を目指して行政経営のマネジメントの強化に取り組んでいるとのこと。本町においても先例となる他自治体の状況を把握して、必要なものは取り入れることも大切だと思います。民間企業と違い行政が行う事務事業の成果は金額の収支だけでは見定めにくく、おのおの事務事業を同一の物差しで評価することは難しいものがあります。しかし、住民に有効な行政サービスを行っていくためには、やはり何らかの形で事務事業のチェックを行い、評価していくことが必要であり、評価に基づき本当に必要な事務事業に予算を振り向けることが求められております。これまで述べました行政評価を積極的に活用した上で、これからの時代は行政と民間が共同した形で規制緩和等でもっと民間の活力を最大限に生かすことにより、大きな政府、大きな行政ではなくて小さな政府、小さな行政を目指していくべきと思われます。こうしたものの実現に向けて行政の無駄を廃止、効率性を上げていくためには、特に福岡県大野城市のような行政評価を予算編成に反映させる具体的なシステムが必要かと思われますが、町長のご見解はいかがでしょうか。

○議長（森 太郎君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 壮瞥町の行政評価に結びつく歴史を私の承知する範囲でご説明を申し上げて今のご質問にお答えしようと思っておりますけれども、まず行政評価の委員会については、行政改革というものと政策評価という2つの要素を加えたものが行政評価委員会として今壮瞥町では壮瞥町の実情に合わせて評価委員さんをお願いをして評価をしていただいているということであり、行政改革につきましては記憶では平成8年度から外部委員会を設けて、外部委員の皆さんの意見をいただいて推進をしているところです。政策評価につきましては、それとは別に平成の13年か14年だったと思いますけれども、その頃から壮瞥町では取り組んでいる事業であります。200以上を超える全事務事業を取り上げて行っていた歴史もありますけれども、一方でその事務事業の評価を一枚物にまとめた事務事業の評価書を政策評価の委員さん

に見ていただいて3回、4回と重ねてもなかなか議論が思ったように進むのに随分やっぱり手間暇が、時間と労力がかかったということから、そういったことと合併協議など人員削減という波の中で平成26年度分まではそのようにしてきましたけれども、27年度分からは今のようなスタイルになったと、このように理解をしていただければと思っております。

それと、今先進的に望ましいのではないかという事例をいただきましたけれども、それについては参考事例として勉強していきたいと思っておりますが、やっぱり事務の効率化を図っていくということと、その意見を生かしていくということも大事ですけれども、結局は壮瞥町のような小さな自治体では議員の皆さんとの関わりというか、それを重点的に行って一つ一つの事業をブラッシュアップしていくですとか、そのような手法も一方であるわけではないかなと思っております。行政評価については、良質な判断材料を町民の皆さんと共に、から意見をいただいて調べて、政策を、施策をブラッシュアップしていく、こうしたことで最終的には議員の皆さんの理解をいただかないと何にも予算化もできないわけでありますので、小さな町でありますので、議員の皆さんとの意見交換も大切にしながら行政運営を進めていくべきではないかなと、私はそのように思っております。今のスタイル、先ほど企画財政課長から説明を申し上げましたけれども、このスタイルを今大幅に変えようと、変えるだけのパワーを抑えていくことについては少し消極的に考えているところであります。ただ、議員ご指摘のように政策、施策をよりよいものにしていくための必要な手立てとして行政評価委員会というものを設置しているわけでありますので、その委員の皆さんには委員会の場ですとか、意見交換の場については有効に活用させていただきたいと、このように思っているところであります。ご答弁としては基本は今のスタイルを大幅に変えることは考えていませんけれども、壮瞥町の実情に応じた在り方を今後も検討はしていきたいと、このように思っておりますので、ご理解をいただければと思っております。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） ご答弁ありがとうございます。

先ほど申し上げましたように先進地域、大野城市とか山武市ですか、そういうところの事例もございますけれども、本当に壮瞥町に合ったやり方でぜひ行政評価、事務事業評価を見直していただければと思っております。それも皆さんの行っている仕事そのものもやはり透明化されるし、あと評価もされますし、それを出すことによって、また一体化して予算に反映されると、こういう手法がありますので、ぜひご検討をお願いいたします。

町長をはじめ職員の皆さんにおかれましては、コロナというこれまでにない事態への対応もあり、限られた予算と人員の中での職務の遂行にご尽力いただいておりますことを敬意を表しますとともに、明るい未来、社会を築いて町民の福祉を増進してい

くために私も町民の皆様と力を合わせて今後とも努力してまいりたいと存じます。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 太郎君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 私どもも住民福祉の向上という地方自治の精神に基づいて事務事業を進めていきたいと思っておりますし、先ほどは消極的なご答弁をさせていただきましたけれども、必要な改善については学ぶところは学んで、取り入れるところは取り入れていきたいと、このような思いでやっていきたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（森 太郎君） 7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） 私の質問事項といたしまして、带状疱疹の予防周知とワクチン接種費用の助成について質問いたします。

質問要旨といたしまして、带状疱疹の原因となるウイルスは日本人成人の90%以上の人の体内に潜んでいて、50歳を境に発症率は急激に上昇し、60歳代から80歳代でピークを迎え、80歳までに約3人に1人が带状疱疹になると言われています。また、50歳以上で新型コロナウイルス感染症と診断された人は、診断されなかった人と比較して带状疱疹の発症リスクが高い可能性があることが報告されております。そこで、以下質問いたします。

- 1、壮瞥町の带状疱疹罹患者の実態は。
- 2、带状疱疹ワクチンの効果をどのように認識しているか。
- 3、带状疱疹の予防周知とワクチン接種の推奨はなされているか。
- 4、町民の健康を守るという観点から带状疱疹ワクチン接種費用の助成をすべきと思いますが、町の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 7番、菊地議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目、带状疱疹罹患者の実態についてですが、带状疱疹は医療機関から市町村へ罹患者情報が報告される疾病ではないため、町内での正確な罹患者数は把握しておりません。健康相談として带状疱疹についての問合せは令和4年度に2件ありましたが、令和5年度については現在のところない状況であります。

2点目、带状疱疹ワクチンの効果についてですが、带状疱疹ワクチンには生ワクチンと不活化ワクチンの2種類あり、どちらも50歳以上が対象となります。水ぼうそうにかかったことがある人は既に水疱、带状疱疹ウイルスに対する免疫を獲得していますが、年齢とともに弱まってしまうため、改めてワクチン接種を行い、免疫を強化することで带状疱疹を予防することができます。水ぼうそうにかかったことがない人は、带状疱疹になることはありません。なお、ワクチンは带状疱疹を完全に防ぐものではありませんが、発症した場合重症化を防ぐという報告もあるところです。

3 点目、带状疱疹の予防周知とワクチン接種の推奨についてですが、带状疱疹は免疫力の低下とともに発症するため、食事や睡眠をきちんと取る、疲れたら休息する、適度に運動をするなど一般的な体調管理が重要です。予防の一つとしてワクチン接種がありますが、これについては法律で定められた定期接種ではなく、自分の意思による任意接種であるため、町としては特に周知しておりませんが、住民の方から相談があった場合には適宜情報提供を行っております。

4 点目、ワクチン接種費用の助成についてですが、現在任意接種であるため国からの財源がなく、接種金額も高額であるため、近隣市町でも助成をしているところはありません。しかしながら、国のワクチン分科会では带状疱疹ワクチンを定期接種とする検討をしていることから、接種費用の助成については今後国や他の自治体の動向を注視し、適切に判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 太郎君） 7 番、菊地敏法君。

○7 番（菊地敏法君） それでは、再質問を進めていきたいというふうに思います。

最近、带状疱疹のワクチン接種を勧めるテレビコマーシャルをよく目にするようになりました。背景には、带状疱疹の患者が増えている傾向があるのではないかなというふうに思われます。誰もが幸せに暮らすためには、健康であることはとても大きな要因であり、健康寿命の延伸と不健康な期間の短縮や予防は極めて重要な課題であると思います。带状疱疹の原因は、子供の頃水ぼうそうにかかり、治った後も実は水痘・带状疱疹ウイルス、水ぼうそうのウイルスが身体の中の神経節に生涯隠れているということなのです。それで、加齢による免疫力の低下や過労やストレスが引き金となって再発するということであります。

最初に述べましたが、日本人成人の 90%の方が体内に潜んでいて、50 歳を境に発症率が急激するということであります。60 歳代から 80 歳がピークを迎えて、何と 80 歳までに約 3 人に 1 人が带状疱疹を経験するということなのです。また、皮膚の症状が治った後も痛みが残ることがあり、3 か月以上痛みが続くものを带状疱疹後神経痛と呼び、焼けるような、締めつけるような持続性の痛みが起こります。三、四週間ほど皮膚症状が収まっても、50 歳以上の方の約 2 割が神経の損傷による痛みが続く神経痛になる可能性があるというふうに言われています。最も頻度の高い合併症であるということです。さらに、带状疱疹の現れる部位、箇所、それが悪いと顔面神経麻痺、目の障害、難聴、耳なり、目まいなどの重い後遺症が生じることがあるというふうに言われています。

そこで、最初の質問で壮瞥町は罹患者の実態は把握していない、そういう疾病ではないので把握していないということは理解いたしました。ちょっと角度変えまして、こういう研究結果で 80 歳までに約 3 人に 1 人、その中でも 50 歳以上の方の 2 割がその带状疱疹後神経痛という合併症を患うということで結果発表ありますけれども、その

ことを当てはめて、壮瞥町の 50 歳以上の方にこの数字を当てはめたら壮瞥町の想定数というのが、単純計算でいいので、その壮瞥町はこのぐらい想定されるという数字が出てくると思うのですけれども、それをお示ししていただきたいというふうに思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

带状疱疹罹患者数の想定人数というご質問ですが、带状疱疹の罹患者数に関して国立感染症研究所が平成 29 年に報告した带状疱疹ワクチンの研究成果には、予防接種法に基づく感染症流行予測調査によれば、80 歳までに 3 人に 1 人が带状疱疹を経験すると推定されるというふうに記されております。このことから考えますと、壮瞥町の 80 歳以上の人口は今年 7 月末で 372 人となっておりますので、単純にこの感染症流行予測調査の推定を当てはめると、80 歳以上で带状疱疹を経験したことがある方は 124 人と推定されます。また、带状疱疹後神経痛についても国立感染症研究所の研究成果に記述があり、带状疱疹患者の 10%から 50%で生じる旨の記載があります。これも単純に計算式を先ほどの人数に当てはめると、带状疱疹後神経痛の発症は 80 歳以上で 12 人から 62 人ということになります。带状疱疹罹患者数については、先ほどご答弁を申し上げたとおり町内での正確な罹患者数は把握しておりませんが、国立感染症研究所の調査研究の報告を踏まえると、壮瞥町内においても一定数の罹患者は存在するだろうということは想像できるところであります。

それで、ご質問で 50 歳以上というお話でしたので、先ほど 80 歳以上のを申し上げたのですけれども、50 歳以上ということになりますと同じく 7 月末現在で全部で 1,426 人の人口おりまして、単純に先ほどのように 3 分の 1 ということ考えると 475 人と推定されるし、また带状疱疹後神経痛につきましても報告では一応 10%から 50%になっておりますので、それを単純に掛け合わせますと大体 47 人から 237 人というふうに推定されるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 7 番、菊地敏法君。

○7 番（菊地敏法君） これは単純計算でありますので、正確な実態ではないということは分かっておりますけれども、それでも一定数の罹患者、なった人、今なっている人がいるということは間違いないのではないかなというふうに思います。

次に、ワクチンについてちょっと質問したいというふうに思います。答弁の中で带状疱疹のワクチンが生ワクチンと不活化ワクチンの 2 種類があるということで答弁を受けましたけれども、具体的にこの 2 種類のワクチンの特徴とか、有効期間とか、費用額とか、そういうものをもう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

まず、生ワクチンと不活化ワクチンですが、生ワクチンはウイルス、細菌を弱毒化、毒性を弱くし、生きているものをそのまま使用するものであります。これに対し不活化ワクチンは、ウイルス、細菌の毒性や感染力を失ったもの、つまり生きていないものということになります。また、予防効果としまして、生ワクチンの発症予防が50%から70%に対して、不活化ワクチンは90%以上の予防効果があります。効果の期間につきましては、生ワクチンが大体5年程度、不活化ワクチンは少なくとも10年間となっております。接種費用なのですが、生ワクチンが8,000円程度で、不活化ワクチンは2万円から3万円程度で、こちらは2回接種が必要です。

留意事項としまして、生ワクチンは弱毒化しているとはいえ細菌が生きているため、まれに軽い感染症を起こすことがあります。不活化ワクチンは、生ワクチンよりは安全性は高いですが、費用が高いということと免疫をつけるために2回接種が必要ということになっております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） 説明あったように高額なワクチンですが、効果期間が長いということもあって、予防効果が高いワクチンであるということも分かるかなというふうに思います。

次に、予防周知とワクチン接種の推奨について再質問させていただきます。国立感染症研究所のサイトを見たところ、奈良県立医科大学皮膚科の浅田秀夫氏の文章が、コメントがありました。それ抜粋して紹介させていただきますと、高齢化が進行している我が国においては、今後ますます患者の増加が予想されますと。1980年代、抗ヘルペスウイルス薬が登場して以来、带状疱疹後の治療成果は飛躍的に向上しました。しかし、現在でも様々な合併症や带状疱疹の神経痛により長期にわたり苦しむ患者が少なくないということでもあります。そのためには、ワクチンによる予防が重要であると。带状疱疹が予防可能な疾患であることを広く知ってもらいたい、ワクチンの普及を促すことが必要と考える。さらに、高齢者医療の削減にも役立つものと期待していると述べております。実際には带状疱疹はよく耳にするものではありませんけれども、带状疱疹後の合併症やワクチンの有効性についてはあまり知られていないのではないかなというのが現状というふうに思います。

そこで、任意接種であっても高齢化率の高い壮瞥町ですので、積極的な予防周知、またワクチンの効果等、50歳以上の方に接種できるということを知ってもらうことが必要でないかというふうに思いますけれども、再度ワクチンの予防周知、接種の推奨についてお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

国立感染症研究所が報告した带状疱疹ワクチンの研究成果では、水痘带状疱疹ウイ

ルスに対する抗体保有率も触れておりまして、先ほど議員もおっしゃっていましたが、成人の90%以上が既に水痘帯状疱疹ウイルス、いわゆる水ぼうそうにかかっていて、帯状疱疹の発症率を有しているというふうに報告されております。

そこで、予防周知ですとかワクチン効果の周知ということですが、現在帯状疱疹ワクチンは議員がおっしゃるとおり任意接種ということでありまして、接種するかどうかは個人の判断によることとされておりますことから、町として積極的に周知したり、接種を勧めたりということは行っていない状況であります。ですが、町としましては町民にとって何か重要な情報があると判断したときには、適宜周知を図っていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） ぜひ積極的な周知をお願いしたいというふうに思います。

最後に、ワクチン接種費用の助成について再度伺いたいというふうに思いますけれども、助成が北海道、近くはニセコ町をはじめとして道内で17の市町村が接種費用の助成を行っているということであります。今後も増えていくものかなというふうに思いますけれども、国の動向もありますので、その部分はちょっと分かりませんが、壮瞥町のまちづくり総合計画の基本計画の中の健康と生きがいのある町、健康寿命の延伸、現状と課題の中で以下、こう記されています。

健康寿命を延ばすためにも高齢者の身体的機能や認知機能の低下した状況、フレイルを早期に発見し、個々の特性に応じた適切なアプローチを行うフレイル対策を強化しますとありました。フレイルとは簡単に言うと、加齢による体力や気力は弱まっている状態のことです。以前は虚弱や衰弱などと呼ばれていましたが、フレイルは身体的問題、認知機能障害などの精神的、心理的問題、経済的困窮などの社会的問題など様々な面から成る概念ということであります。基本計画にも説明ありましたように、現在壮瞥町ではフレイル対策強化を進めているというふうに思いますけれども、これが帯状疱疹発症やその後の合併症を起因となってフレイルに陥る可能性があるというふうに思われます。

そこで、再度ワクチン接種費用の助成の考えをお聞きしたいのですが、ワクチン接種の助成を進めるべきと思った私の要因といたしまして、高齢化率の高い壮瞥町にとって他の自治体よりも発症リスクが高いこと。予防効果が高いワクチンであることが証明されているワクチンがあり、有効期間が長く費用対効果が見込めること。ワクチン接種費用が高額であるため、何らかの施策が必要であること。コロナ禍を契機に年々罹患者数が増えていることが想定される。このことから壮瞥町も独自の接種費用の助成が必要でないかなというふうに考えましたけれども、再度伺いますけれども、壮瞥町として助成の考えはあるか、ないかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 私のほうから答弁を申し上げます。

ワクチン接種の費用の助成については私どもも調べておりまして、管内には現在のところ、現在というか、6月22日現在の調べでは管内ではありませんけれども、今おっしゃったような近隣というか、他管内での近いところでニセコ町さんが実施をしていると、そのような情報は承知をしているところであります。対象者の範囲や助成の内容についても北海道内で十数件自治体がありますけれども、それぞれ地域の実情に応じて対象者を絞ったり、また助成の額に幅があったり、このような実態であることも今調査をしているところであります。带状疱疹のワクチンについては、費用が高額である一方で罹患した場合の身体的、精神的な苦痛は相当なものがあると。今議員の質問にもありましたけれども、非常に影響があるというふうな声もあると伺っているところでもありまして、感染のリスク、重症化リスク、合併症へ結びついていくリスクなどを軽減することに加え、については医療費の抑制という考え方、低減にも有効性があるものと考えて、そういった考え方もあり、予防の周知とともに一定の助成をする施策は重要であると、このように認識をしているところであります。

町としましては、国や他の自治体の動向を注視するとともに、総合計画の考え方に基きましてフレイルの予防ですとか、健康寿命の延伸と健康で安全で安心して日々の生活を送っていただけるように前向きに調査検討を行っていく考えでありますので、ご理解を賜りますようお願いをし、ご答弁といたします。

○議長（森 太郎君） これにて一般質問を終結いたします。

◎議案第50号ないし議案第55号及び報告第5号について

○議長（森 太郎君） 日程第6、議案第50号ないし第55号及び報告第5号を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 令和5年第3回定例会に当たり提出いたします議件は、議案第50号から議案第55号までの6件、報告第5号の1件、合計7件であります。

この提出議案のうち、人事案件についてご説明をいたします。議案第50号 教育委員会委員の任命について。

下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の議決を求める。

教育委員会委員の任命についてであります。現委員の濱田美和子氏は平成23年10月9日付で教育委員に就任して以来現在まで3期12年にわたり教育の振興にご尽力をいただいておりますが、このたび令和5年10月8日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、本議会の同意を求めるものであります。

濱田氏におかれましては、教育委員就任後精力的に教育行政の適正な執行にご尽力をいただいております、本町の教育委員として適任と判断しておりますので、議員各位のご同意をお願い申し上げます。

なお、別に履歴書を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

以上、提案説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 太郎君） ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後１時といたします。

休憩 午前１１時４９分

再開 午後 １時００分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長。

○副町長（厂原 収君） それでは、人事案件以外の提出議案等につきましてご説明いたします。

２ページになります。議案第 51 号 壮警町表彰条例に基づく表彰について。

壮警町表彰条例に基づき下記の者を表彰したいので、同条例第 4 条の規定により議会の同意を求めるものであります。

被表彰者につきましては、8 月 21 日に開催されました表彰審議会から答申を受けております貢献表彰、自治に関するものとして佐藤忖氏、真鍋盛男氏、金子祐一氏、濱田美和子氏、高橋一行氏、高階祐一氏、松本啓太氏、長内謙典氏、鹿原憲一郎氏、谷田司氏、小笠原賢司氏、社会事業に関するものとして成澤敏勇氏、高橋克夫氏で、合わせて 13 名の方々であります。

また、議決事項ではございませんが、永年在住功労者の感謝状につきましては 28 名が、栄誉をたたえてにつきましては 1 名が該当になりますことを参考までにお知らせしますとともに、その方々の一覧を別に添付してございますので、後ほどご照覧ください。

５ページになります。議案第 52 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更する。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約についてであります、本件は本町が構成団体となっている当該組合に後志広域連合が新たに加入することから、地方自治法第 286 条第 1 項の規定に基づき、規約別表（２）を変更することについて議会の議決を求めるものであります。

また、附則で、この規約は、地方自治法第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許

可の日から施行することとしております。

なお、別に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご照覧ください。

7 ページになります。議案第 53 号 令和 5 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 5 号）について。

令和 5 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 53 億 1,113 万 4,000 円に歳入歳出それぞれ 1 億 2,731 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 54 億 3,844 万 7,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

事項別明細書、歳出から説明いたします。15 ページになります。総務費、財政費、財政調整基金費で 9,950 万 1,000 円の追加となります。財政調整基金積立金になりますが、令和 4 年度繰越金の全額を積み立てるものであります。

戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費で 25 万円の追加となります。戸籍住民基本台帳費になりますが、住基ネット統合端末のアップデート、更新作業が必要となり、その委託料を計上するものであります。

企画費、企画費で 63 万 9,000 円の追加となります。行政情報システム運用管理事業の西いぶり広域連合負担金、電算になりますが、地方公共団体情報システムの標準化、共通化に伴う移行準備経費を計上するものであります。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で 380 万円の追加となります。福祉灯油購入助成費になりますが、現在灯油を含む物価が高騰しており、高齢者等の家計が厳しい状況にありますことから、灯油の支給量を当初の 100 リットルから 200 リットルに増量するとともに、灯油単価が上昇傾向であることを考慮した予算を計上するものであります。

老人福祉費、老人福祉総務費で 215 万 6,000 円の追加となります。介護予防通所委託事業になりますが、デイサービスセンターの給湯管が老朽化により漏水しており、委託先事業所において緊急に対応する必要性が生じたため、修繕に要する経費を介護予防通所事業委託料として計上するものであります。

児童福祉費、児童福祉総務費で 77 万円の追加となります。出産・子育て応援給付金事業になりますが、現行予算は令和 5 年 9 月までに妊娠及び出生届を提出した妊産婦分となっていることから、令和 5 年 10 月から令和 6 年 3 月分までの事業実施に必要な経費を計上するものであります。その内訳になりますが、妊娠届出時に支給する出産応援ギフトと出生届出後に支給する子育て応援ギフトとして 75 万円、事務経費として消耗品費 1 万円、通信運搬費 3,000 円、振込の手数料 7,000 円を計上するものであります。

児童措置費で 380 万 2,000 円の追加となります。保育及び子育て環境整備事業になりますが、令和 5 年 4 月から伊達市内の私立幼稚園に通う児童が 1 名、伊達市内の保育所に広域入所する児童が 2 名増加したことに伴い、必要となる管外入所負担金を計上するものであります。

農林水産業費、林業費、林業振興費で 23 万 8,000 円の追加となります。森林経営管理の行われていない民有林の所有者を対象に将来的な管理方法について意向調査を実施する森林意向調査委託料を計上するものであります。

商工費、商工費、観光費で 304 万 9,000 円の追加となります。洞爺湖園地等管理事業になりますが、本年度より当町が事務局を所管することとなった洞爺湖生物多様性保全協議会への交付金について、壮瞥町特定外来生物防除等対策事業交付金として 383 万 1,000 円を計上するものであります。また、当初予算で計上しておりました洞爺湖生物多様性保全協議会負担金 78 万 2,000 円を減額整理するものであります。

土木費、住宅費、住宅管理費で 510 万円の追加となります。町営住宅維持管理事業の修繕料となりますが、本年 7 月末までに実施した住宅の修繕では、1 件当たりの修繕料が過去 5 か年の同期間平均額を上回っており、既決の予算では不足が見込まれるため、過去の実績を考慮し、見込まれる修繕料を計上するものであります。

教育費、教育総務費、教育委員会費で 76 万 8,000 円の追加となります。その内訳になりますが、G I G A スクール推進事業の備品購入費では、令和 2 年度に国の G I G A スクール構想により児童生徒 1 人 1 台タブレット端末を整備し、先端技術を活用した創造性を育む教育の実現のため、積極的な利活用の推進を図ってきたところであり、今後は教育効果を高めるための取組として、家庭学習での活用を推進することとし、学校から家庭へ持ち帰る際の破損を防止するための保護ケースを整備する必要があるため、79 万 8,000 円を追加するものであります。次に、教職員団体運営育成事業の教育研究会補助金になりますが、昨年度本町教育のさらなる発展のために壮瞥町小中一貫教育に係る基本方針を定め、壮瞥町小中一貫教育推進委員会を設置したところであり、壮瞥町教育研究会はその役目を終えたことから補助金 32 万円を減額し、新たに設置した壮瞥町小中一貫教育推進委員会への補助金として 29 万円を計上するものであります。内容は、小中学校児童生徒による作品集「しんざん」に係る発行経費、小中一貫教育推進のための先進地視察研修旅費、調査研究のための講師謝金を計上するものであります。

保健体育費、保健体育総務費で 30 万円の追加となります。社会体育推進事業の各種スポーツ大会参加補助金になりますが、縄跳びダブルダッチの選手 1 名が江別市で開催された f r e e l y 2023 H O K K A I D O R O U N D アドバンス部門において 4 位に入賞し、全国大会に出場することとなったため、選手及びコーチ 2 名分の参加費を補助するものであります。なお、全国大会は 11 月 11 日、12 日に名古屋市で開催されます。

諸支出金、諸費、国道支出金返礼金で 565 万 1,000 円の追加となります。いずれも令和 4 年度の事業完了に伴い、実績により不用額が生じたので、返還するものであります。その内訳になりますが、障害者自立支援給付費国庫負担金返納金 88 万円、障害者自立支援給付費道費負担金返納金 44 万円、障害者医療費国庫負担金返納金 6 万 6,000 円、障害者医療費道費負担金返納金 3 万 3,000 円、障害児施設給付費国庫負担金返納金 9 万 5,000 円、障害児施設給付費道費負担金返納金 4 万 7,000 円、地域生活支援事業費補助金返納金 2 万 9,000 円、教育保育給付費国庫負担金返納金 2 万 3,000 円、教育保育給付費道費負担金返納金 1 万 1,000 円、子ども・子育て支援交付金返納金 1 万 9,000 円、感染症予防事業費等国庫補助金返納金 3 万 7,000 円、母子保健衛生費国庫補助金返納金 8 万 7,000 円、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業交付金返納金 5 万 1,000 円、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返納金 102 万 4,000 円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金返納金 280 万 9,000 円を計上するものであります。

新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症衛生対策費で 128 万 9,000 円の追加となります。初めに、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業になりますが、令和 5 年秋開始のワクチン接種について、国民健康保険団体連合会を経由して請求される審査支払手数料 15 万円を計上するものであります。また、新型コロナウイルスワクチン接種事業になりますが、令和 5 年秋開始のワクチン接種について、ワクチン接種委託料 113 万 9,000 円を計上するものであります。

次、13 ページになります。歳入では、地方交付税、地方交付税、地方交付税で 3,774 万円の追加となります。今年度の普通交付税の交付額は 16 億 6,556 万 4,000 円に決定されております。

分担金及び負担金、負担金、民生費負担金で 217 万 1,000 円の追加となります。管外受入れ負担金になりますが、町外からそうべつ保育所に通う児童の利用料として計上するものであります。

国庫支出金、国庫負担金、民生費負担金で 75 万 7,000 円の追加となります。教育保育給付費負担金になりますが、令和 5 年 4 月から伊達市内の私立幼稚園や保育所に広域入所する児童の管外入所負担金に対する国庫負担金を計上するものであります。

衛生費負担金で 113 万 9,000 円の追加となります。新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金になりますが、令和 5 年秋開始のワクチン接種に対する国庫負担金を計上するものであります。

国庫補助金、総務費補助金で 63 万 9,000 円の追加となります。デジタル基盤改革支援補助金になりますが、地方公共団体情報システムの標準化、共通化に伴う移行準備経費に対する国庫補助金を計上するものであります。

民生費補助金で 51 万 3,000 円の追加となります。出産・子育て応援交付金になり

ますが、出産・子育て応援給付金事業に対する国庫補助金を計上するものであります。

衛生費補助金で 15 万円の追加となります。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金になりますが、令和 5 年秋開始のワクチン接種体制確保事業に対する国庫補助金を計上するものであります。

商工費補助金で 186 万 7,000 円の追加となります。洞爺湖生物多様性保全協議会の事業費に充当する国庫補助金を計上するものであります。

道支出金、道負担金、民生費負担金で 41 万 8,000 円の追加となります。教育保育給付費負担金になりますが、令和 5 年 4 月から伊達市内の私立幼稚園や保育所に広域入所する児童の管外入所負担金に対する道負担金を計上するものであります。

道補助金、民生費補助金で 12 万 8,000 円の追加となります。出産・子育て応援給付金になりますが、出産・子育て応援給付金事業に対する道補助金を計上するものであります。

繰入金、基金繰入金、森林環境譲与税基金繰入金で 23 万 8,000 円の追加となります。森林意向調査委託料に充当するものであります。

繰越金、繰越金、繰越金で 8,450 万 1,000 円の追加となります。令和 4 年度の繰越金となります。

諸収入、雑入、雑入で 118 万 2,000 円の追加となります。洞爺湖生物多様性保全協議会洞爺湖町負担金となります。

町債、町債、民生債で 30 万円の追加となります。過疎対策事業債ソフト分の起債限度額が当初の見込みより増額となったため計上するものであります。

臨時財政対策債で 443 万円の減額となります。令和 5 年度の発行可能額が 857 万円に決定されたことによる整理となります。

8 ページからの第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

10 ページになります。第 2 表、地方債補正では、変更で町営温泉施設等利用料負担事業、限度額 300 万円を限度額 330 万円に、臨時財政対策債、限度額 1,300 万円を限度額 857 万円に変更するものであります。

続いて、19 ページになります。議案第 54 号 令和 5 年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について。

令和 5 年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 3 億 9,990 万円に歳入歳出それぞれ 2,433 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 2,423 万 8,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明いたします。基金積立金、基金積立金、基金積立金で 277 万 5,000 円の追加となります。介護保険事業基金積立金になりますが、令和 4 年度事業費の確定に伴い増額となる繰越金 2,433 万 8,000 円から償還金に充てる 2,156 万 3,000 円を差し引いた残額を追加するものであります。

諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金で 2,156 万 3,000 円の追加となります。償還金になりますが、令和 4 年度事業費の確定に伴い、令和 4 年度の社会保険診療報酬支払基金交付金及び国庫、道費負担金等返還金を計上するものであります。

こちら 23 ページになります。歳入では、繰越金、繰越金、繰越金で 2,433 万 8,000 円の追加となります。令和 4 年度事業費の確定に伴う繰越金を計上するものであります。

20 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

次、24 ページになります。議案第 55 号 令和 4 年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度壮瞥町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、簡易水道事業特別会計、集落排水事業特別会計の歳入歳出決算を、監査委員の意見を付して議会の認定を求める。

本件につきましては、地方自治法第 233 条第 1 項の規定に基づき、会計管理者から決算書の提出を受け、同条第 2 項の規定に基づき、8 月 9 日から 8 月 15 日までのうち 4 日間、本町監査委員の審査を受けておりますが、8 月 28 日に監査委員から決算審査意見書の提出がありましたので、同条第 3 項の規定により、令和 4 年度壮瞥町各会計の歳入歳出決算を監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

令和 4 年度各会計歳入歳出決算書及び令和 4 年度壮瞥町各会計予算の執行成果概要に基づき、各会計ごとに申し上げます。別に配付をしております執行成果概要の 5 ページになりますが、3 の決算額の状況についてであります。一般会計では歳入決算額 41 億 2,826 万 6,000 円、歳出決算額 40 億 2,010 万 1,000 円、差引き 1 億 816 万 5,000 円が次年度へ繰越しとなります。また、翌年度への繰越事業に必要な財源 866 万 4,000 円を控除した実質収支額は 9,950 万 1,000 円となります。

6 ページの 4 の基金現在高の状況についてであります。前年度に比べ 6,225 万 3,000 円増の 21 億 8,755 万 8,000 円となります。基金現在高が増加した主な要因といたしましては、町民生活や地域経済に支障を来さない範囲で徹底した歳出削減を図るとともに、国庫補助金等の財源確保の取組の強化や普通交付税の追加交付などによるものであります。

5 の地方債現在高の状況についてであります。前年度に比べ 2,700 万 6,000 円減の 31 億 6,082 万 1,000 円となります。地方債現在高が減少した主な要因といたしま

しては、近年過疎対策事業債をはじめとする地方債の発行額が減少していることなどによるものであります。

6の財政指標の状況についてであります。財政力指数が0.192、経常収支比率が82.9%、実質公債費比率が9.8%となっております。

次に、10ページになります。国民健康保険特別会計についてであります。歳入決算額3億5,601万6,000円、歳出決算額3億4,552万5,000円、差引き1,049万1,000円が次年度へ繰越しとなります。また、基金現在高の状況についてであります。4,994万5,000円となります。

次に、11ページ、後期高齢者医療特別会計についてであります。歳入決算額5,261万7,000円、歳出決算額5,117万6,000円、差引き144万1,000円が次年度へ繰越しとなります。

次に、12ページ、介護保険特別会計についてであります。歳入決算額4億7,625万7,000円、歳出決算額4億5,191万7,000円、差引き2,434万円が次年度へ繰越しとなります。また、基金現在高の状況についてであります。2万2,000円となります。

次に、13ページ、簡易水道事業特別会計についてであります。歳入決算額2億9,972万円、歳出決算額2億9,922万6,000円、差引き49万4,000円が次年度へ繰越しとなります。また、地方債現在高の状況についてであります。前年度に比べ4,409万4,000円減の7億3,401万9,000円となります。

次に、14ページの集落排水事業特別会計についてであります。歳入決算額1億8,053万5,000円、歳出決算額1億8,045万円、差引き8万5,000円が次年度へ繰越しとなります。また、地方債現在高の状況についてであります。前年度に比べ7,521万2,000円減の4億9,629万1,000円となります。

なお、議案書の壮瞥町監査委員から提出をいただいております壮瞥町各会計歳入歳出決算及び基金の運用状況に関する審査意見書並びに別添配付しております令和4年度決算に係る主要事業一覧（主要施策の成果概要）につきましては、後ほどご照覧ください。

議案書に戻りまして、55ページになります。報告第5号 出資法人の経営状況について。

下記の法人の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

地方自治法施行令第152条第1項第2号に規定されている町が出資する法人につきましては、毎事業年度の経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出することとされております。それぞれの法人の事業年度が終了いたしましたので、関係書類を提出し、報告するものであります。

初めに、1の有限会社オロフレリゾートになりますが、当該会社は平成13年9月

12日に設立され、平成16年12月17日から指定管理者としてオロフレスキー場と弁景地域間交流拠点施設の管理運営を行っております。今期の事業概要についてですが、新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大がピークに達する中での運営となりましたが、地域農業者の協力を得て農業体験や研修の受入れを再開し、修学旅行については5校、296名の受入れを行いました。また、近年のアウトドアブームに伴い、屋外ログハウストイレを洗浄便座に更新するなど、施設の受入れ環境を整え、夏季の利用促進に引き続き力を注いだほか、雑誌に広告を掲載し、キャンプ場の魅力を発信したことなどから、キャンプ場利用者はおおむね昨年並みの830人の利用がありました。次に、冬季のスキー場の営業についてですが、少雪によりオープンが予定より4日ほど遅れたほか、3月には降雨による閉鎖などもありましたが、事故もなく、74日の営業を無事終えることができました。リフトの輸送人員は7万4,175人で前年の90%にとどまりましたが、特に2時間券の新設により複数回訪れるリピーター客が増え、リフト売上げは685万1,000円となり、対前年比で106%となりました。バナナボートの利用増に伴う設備投資や町内外学校行事、伊達スキー連盟の講習会など幅広い利用客を対象とした誘客により集客確保に努め、当期利益は67万6,000円となっております。なお、令和5年度の事業計画と予算につきましては、後ほどご照覧ください。

次に、69ページになります。2の有限会社壮瞥町リサイクルシステムについてですが、当該会社は堆肥製造供給施設の運営会社として平成17年2月8日に設立されております。今期の事業概要についてですが、堆肥の生産では計画量2,500立方メートルに対して2,080立方メートルで、計画比83.2%、前年比では96.3%となっております。次に、堆肥の製造に係る堆肥原料、副資材受入れでは計画量2,090トンに対して1,865トンで、計画比89.2%、前年比では90.8%となっております。また、販売量では、そうべつの恵が計画量1,630立方メートルに対して1,338立方メートルで、計画比82.1%、前年比では134.9%となっており、生ごみ堆肥のみんなのゆうきについては販売実績はありませんでした。今期の販売金額の合計は、計画販売額740万円に対して770万7,000円で、計画比104.1%、前年比では113.8%となっております。委託料の収支では、契約額2,099万9,000円に対して決算額1,899万9,000円、執行率は90.5%で、当期利益は25万7,000円となっております。なお、令和5年度の事業計画や予算の詳細につきましては、後ほどご照覧ください。

以上が今定例会に提出いたします議案等の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（森 太郎君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（森 太郎君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

9月8日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

(午後 1時35分)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

令和5年壮瞥町議会第3回定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和5年9月8日（金曜日） 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第50号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 3 議案第51号 壮瞥町表彰条例に基づく表彰について
- 日程第 4 議案第52号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 5 議案第53号 令和5年度壮瞥町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第 6 議案第54号 令和5年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 7 議案第55号 令和4年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 報告第 5号 出資法人の経営状況について
- 日程第 9 発議案第2号 壮瞥町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第10 意見案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
- 日程第11 意見案第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
- 日程第12 意見案第3号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書

○出席議員（９名）

1番	山本	勲	君	2番	加藤	正志	君
3番	長内	伸一	君	4番	毛利	爾	君
5番	佐藤	忖	君	6番	湯浅	祥治	君
7番	菊地	敏法	君	8番	真鍋	盛男	君
9番	森	太郎	君				

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也	君
副町長	厂原收	君
教育長	谷坂常年	君
会計管理者兼		
	大野博雄	君
税務会計課長		
総務課長（兼）	庵	匡君
企画財政課長	上名正樹	君
企画財政課参事	市田喜芳	君
住民福祉課長	阿部正一	君
産業振興課長	木下薰	君
商工観光課長	三松靖志	君
建設課長	澤井智明	君
生涯学習課長	河野圭	君
選管書記長（兼）	庵	匡君
農委事務局長	齋藤誠士	君
監委事務局長（兼）	小林一也	君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	小林一也	君
------	------	---

◎開議の宣告

○議長（森 太郎君） これより本日の会議を開きます。
（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（森 太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 太郎君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第１１６条の規定により、議長において
５番 佐藤 忖君 ６番 湯浅祥治君
を指名いたします。

◎議案第５０号

○議長（森 太郎君） 日程第２、議案第５０号 教育委員会委員の任命についてを
議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第５０号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第５０号 教育委員会委員の任命については原案のとおり同意するこ
とに決定いたしました。

◎議案第５１号

○議長（森 太郎君） 日程第３、議案第５１号 壮瞥町表彰条例に基づく表彰につ
いてを議題といたします。

本案につきましては、３番、長内伸一君、５番、佐藤忖君、８番、真鍋盛男君が地
方自治法第１１７条の規定により除斥に該当するので、退席を求めます。

〔３番 長内伸一議員、５番、佐藤 忖議員、８番 真鍋盛男議員退席〕

○議長（森 太郎君） 質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 51 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 51 号 壮瞥町表彰条例に基づく表彰については原案のとおり同意することに決定いたしました。

3 番、長内伸一君、5 番、佐藤 忞君、8 番、真鍋盛男君を復席いたさせます。

〔3 番 長内伸一議員、5 番、佐藤 忞議員、8 番 真鍋盛男議員復席〕

◎議案第 52 号

○議長（森 太郎君） 日程第 4、議案第 52 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 52 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 52 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第 53 号

○議長（森 太郎君） 日程第 5、議案第 53 号 令和 5 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 5 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般 3 ページから。

5 番、佐藤 忞君。

○5番（佐藤 恣君） 15ページの民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の扶助費について伺いたい。委託料の扶助費、これについて伺いたいと思いますけれども、私はこの福祉灯油の助成事業に関心を持って、過去の審議の中でもいろいろと提案させていただいた議員の1人です。改善に取り組まれたことに感謝しております。

諸物価の高騰、寒い冬を北海道で生活する私たちに欠くことのできない冬の暖房、そして灯油の助成について、今回は当初予算では100リットルの計画を200リットルに拡大された。この拡大は、町長の選挙公約でもあり、早速取り組まれたことに私は評価したいと思います。

そこで、ちょっとお聞きしたいのは、提案説明の中で灯油単価が上昇傾向にあるという言葉で表現されておりますけれども、現在私は大きなタンクに入れているので、夏の間は灯油を買うことはないのですけれども、現在の単価というのはどの程度なのか。そして、令和4年度は事業実績で幾らの単価で積算されて実際に援助したのか。その点を最初にお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

現在の灯油単価というご質問なのですけれども、ちょっと古いというか、ちょっと時間はたってしまったのですけれども、8月10日現在で調べたときには1リットル、町内単価で123円でした。

それで、灯油の上昇傾向という話だったのですけれども、そのとき考えたということが冬場に向かって灯油は高くなっていくだろうし、今は政府の補助金、また継続するという話だったのですけれども、それもまだちょっと分からないということであったので、それも見込んで予算としては具体的には160円まで対応できるように一応考えて予算を組みました。

それと、あとご質問にあった4年度の実績、どのような金額かということだったのですけれども、4年度については11月1日現在の単価で123円ということでしたので、123円に100リットルで1万2,300円ということで支給をしております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） ありがとうございました。

そこで、私はいつも灯油助成事業について考えているのですけれども、町内にはいろいろな事情で生活保護法によって援助を受けている方がいらっしゃると思います。何世帯その対象になっているかは、私は承知しておりません。この生活保護を受けている方も、それぞれこの保護給付金の中で暖房費は考慮されていると思うのですけれども、そこでこの保護を受けている方も諸物価の高騰によっていろいろな生活費が多くなっているのではないかと。そういう諸物価の高騰を受けている中で、やはり生活保護法で給付される中に、このようなもしも灯油などが値上がりした場合には何か

配慮されている面があるのかなと。また、もしも配慮されていないのであれば、私は町で何らかの方法で考えることが必要ではないかと。そんなことを常日頃考えているのですけれども、どのようにお考えになるか。急に言って答えを求めるのは本当に申し訳ありませんけれども、このことについてのお考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

ご質問は、生活保護世帯への支援ということですが、実はこの件に関しましては内部でも協議をいたしました。いろいろ調べたところ、生活保護世帯の冬季加算というのがありまして、暖房費、燃料費ということなのですけれども、こちらが10月から4月までの7か月間、冬季加算があるということで、金額としましては1人世帯であれば月1万2,780円の7か月分で8万9,460円、もし2人世帯ですと月1万8,140円の7か月なので12万6,980円、世帯数が増えていけば、それによって増えていくという、そういった仕組みになっております。こういったことから、生活保護世帯につきましては福祉灯油以上に十分手当てされているということもありまして、生活保護世帯については生活保護の制度に委ねたいなと。福祉灯油というよりも生活保護の制度に委ねたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 3番、長内伸一君。

○3番（長内伸一君） 戸籍住民基本台帳費の住基ネット統合端末アップデートの部分、25万追加されておりますが、これは私の勉強不足ですので、理解を深める意味でお伺いしたいと思っておりますけれども、マイナンバーカードが国民全員にマイナンバーとして登録されていると。それを利用する上でマイナンバーカード、非常に当町においては普及率が高いという中で取り進められておりますが、この住基ネットの部分とマイナンバーカードとの関係をちょっとよく分からないものですから、教えていただきたいなと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

住基ネットの例えばどういう内容かということなのですが、まずはこの住基ネットといいますのは、正式には住民基本台帳ネットワークシステムというものになりまして、こちらは住民基本台帳の4情報といまして、氏名、住所、性別、生年月日、あと個人番号、マイナンバーです。それだとか、あと住民基本コードといったようなものをネットワーク化したものになっていまして、全国共通で電子的な本人確認ができるという、そんな仕組みになって、つながっていてというのが住民基本台帳ネットワークシステムというものになります。あと、もう一つ、公的個人認証サービスというのがありまして、オンライン申請のときの行政手続ですとか、あとはインターネットでログインしたりとかするときの本人確認の手段なのですけれども、公的認

証サービスというふうに言うのですけれども、こちらが今おっしゃられたマイナンバーカードに搭載されているというものになります。今回、この住民基本台帳ネットワークシステムと公的個人認証サービス、これが合わさったものが統合端末と言うのですけれども、その更新の経費を計上しているということになります。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 3番、長内伸一君。

○3番（長内伸一君） 分かったような、分からないところも正直あるのですけれども、国のデジタル化というのですか、その普及の形の中、多分住基の部分が先にスタートをしていたようなちょっと記憶があったのですが、その後マイナンバーというような部分で、今お話を聞くと関連してマイナンバーを含めた管理システムのアップデートということなのかなと理解する。間違っていれば、間違っていると教えていただきたいのですが、住基ネットがスタートしたときに住基カードというのが発行されて、私もたしか登録したと思うのですが、ほとんど利用されていない。今は多分使うことがないのかなという感じが、マイナンバーカードに置き換わっていくのかなというちょっと感じもするのですが、これはマイナンバーも含めたことによってアップデートが必要になって、住民基本台帳費の中で支出されるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

今回のアップデートは、先ほど説明しましたように住民基本台帳ネットワークシステム、これの機械と公的個人認証サービスの機械、統合された端末機械が実はあって、これは全国どこの市町村にもあるのですけれども、その機械を更新、これはうちだけではなくて全国で更新するのですけれども、それを更新してバージョンアップしていかなければならない。そのために更新作業をするのですけれども、実は具体的にはCD-ROMが送られてきて、それを読み込んで更新するということなのですけれども、実はこの端末って大事な端末で、全国の市、町とつながっている端末でして、その更新作業も単純に読んでやればいいとかというのではなく、結構複雑になっているのです。それで、今までは電算の担当者の支援を受けながらやっていたのですけれども、今ちょっとそれもかなわないということで、専門的な電算会社のシステムエンジニアに委ねたほうが、リスクがやっぱり何かあったときに困るので、リスクを回避するために専門家に委託しようというものでございます。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時19分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問から、一般３ページ、ほかにありませんか。

５番、佐藤恣君。

○５番（佐藤 恣君） 質問というよりも、この老人福祉費の中の 215 万 6,000 円、それに至る経緯が提案説明では簡単に給湯管の老朽化による漏水という言葉で表現されておりますけれども、やはり私はもう少し町民の皆さんに、なぜこのように至ったのかということをお知らせすることが必要でないかなと考えたのです。もしもお許しいただければ、その給湯管の老朽化による漏水をもう少し補足させて皆さんに理解をいただいたほうがいいと思っているのですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

今、老人福祉施設の漏水のを詳しくということだったのですけれども、デイサービスセンターなのですけれども、ボイラーからお湯を送る管がありまして、そこがもう長年の腐食といいますか、小さく穴が空いて、そこからお湯が漏れるというような感じになっております。それで、今まではそのピンホールといいますか、噴き出ているのですけれども、それをかぶせて応急措置というのでしょうか、というようなことで今まで修繕、修繕というふうに来たのですけれども、それがもう古くなって老朽化されて、もういろんなところが穴が空くようになって、ちょっと応急措置ではもう対応し切れないということになったものですから、今まで応急的にその部分だけを直していたのですけれども、それではもう耐え切れないということだったので、管自体を取り替えるということで、ちょっと大がかりになったので、今回この 210 万円ですか、補正を組ませていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） ３ページ、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般４ページ。

３番、長内伸一君。

○３番（長内伸一君） 農林水産業費の林業振興費、森林環境譲与税を活用して森林意向調査を行いたいということだと思うのですが、これは民有林を対象としてという説明もありましたけれども、当然状況も含めて課題認識されているから意向調査をすると思うのですけれども、町内の民有林の状況等についてどのように認識されているかお伺いしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） 民有林の町内の状況に関しましてご答弁申し上げます。

壮瞥町には森林が 1 万 3,675 ヘクタールありまして、そのうち民有林は 7,334 ヘク

タールございます。この民有林 7,334 ヘクタールのうち、町有林が 1,253 ヘクタールありまして、残り 6,081 ヘクタールが私有林、一般の方の所有の森林ということになっております。

この民有林を管理するために森林経営計画というものを各所有者の方が、町も含めてですけれども、つくっております、それに関しまして町が認定しながら維持管理をしているところなのですが、この森林経営計画がないと国の補助や何かも受けられないというような形になっておりまして、現在その森林経営計画を立てている民有林というのが先ほど言った 7,334 ヘクタールの半分ぐらいの面積があります。今後森林の民有林の整備を進めるに当たっては、やっぱりこの辺は経営計画をつくっていただいて、それに基づいて伐採なり下刈りなり、そういった維持管理を進めていく必要があるかなというふうに考えています。

今回の意向調査は、そういった維持管理を進めるため、経営計画に参加していただくということを目的といたしまして、現在まだその経営計画を立ててもらっていない方の所有者の方ですとか、そういった方をピックアップいたしまして、現場に応じて管理ができるかできないかということも含めて専門の方にご判断いただきながら、こういった意向調査を進めているところでございます。

以上です。

○議長（森 太郎君） 3 番、長内伸一君。

○3 番（長内伸一君） 町の森林整備計画を立てる上で、この調査が必要となるということで調査をしたいということで、その半分、計画に載っている私有林ですか、民有林の中の町有林を除いた私有林が半分ぐらいですか。残り半分は計画にも載せられていないということなのですね。ですから、これは全部に、要するに計画に載っていない地権者というか、所有者にもアンケートというか、案内を出して状況を伝えてもらうということに取り組もうとされているのかなと思うのですけれども、振興局のその林務担当の方でしょうか、とか森林組合もそうなのでしょうけれども、いわゆる高齢化してとか、いろいろな理由で不在地主というのですか。不在、壮瞥町に住所を有していない私有林の所有者はかなり、それがむしろ多いのかもしれませんが、それと世代が変わって価値観ですとか、管理も含めて、なかなか十分維持されていないところもあるというような認識なのかと思うのですけれども、要するに次世代の人に、私であれば私の子供に自分の山の状況を現地に出向いて、振興局の職員の方も一緒になって現場に足を運んでもらって、要するに次世代の人にそういうことを、認識を深めてもらうということをされている。私の息子もそういうことで一緒に自分の山のほうを見させてもらって、私でさえ十分に足を運んでいないというのが現状でして、そういう意味では非常に取り組まれているのかなと認識しているのですけれども、問題としてやはりなかなか手をかけられない、いろんな状況が生まれつつあるのかなと認識していて、非常に間伐等も十分なされていない山もだんだん多く見受けられるよう

な気がいたします。

そういう意味では、その人は結構山に、山というか、管理も含めて、今までは町有林も非常にいい町有林があって、町の財政にも貢献している部分があると思うのですけれども、なかなか手をかけられない状況が非常に多く生まれつつあるなど。ですから、この森林環境譲与税、この制度というのですか。助成をうまく生かして、やはり山に関心を持ってもらって、自分が直接手をかけなくても今はかなり高率の補助が計画に載っていると。含まれていて、大きな負担なく森林の管理ができるような状況になってきているのかなと認識を持っているのですけれども、PRも含めて、ただアンケートを取るだけではなくて、そういう部分も含めた町有林に対する意識の高揚に努めていただければなという思いで、それらについての考え方、再度お伺いしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ご答弁申し上げます。

今、長内議員さんがおっしゃられたように民有林に関しましては、やはり今回の意向調査は3回目にはなるのですけれども、今までアンケート調査をやっても所有者が不明だったりだとかという形で返送されてきたものがかなり多くあります。そういった中で、ただ森林整備、補助事業を使ってやるためには経営計画を立てていただかなければならないとかという部分もあるのですが、どうしても経営計画に入らなくても、これとはまた別に連担性の低い林地ですとかに関しては自伐型と言いまして、個人レベルといいますか、もっと小規模に維持管理していくという制度もございまして、それらも合わせてうまく活用しながら、少しでも森林の整備を進めてまいりたいなというふうに考えております。

ちなみに、経営計画に関しまして、先ほど大体半分ぐらいというお話だったのですが、これは町有林も含めて半分ぐらいという形になっております。近隣の状況を見ますと、伊達市さんで39.4%、洞爺湖町さんで23%、豊浦町さんで42%というような数値が報告されていますので、これは2020年の調査からやっていますけれども、壮瞥町はそこそこ半分ぐらい、約49%、高いほうではないかなというふうに認識しております。

以上です。

○議長（森 太郎君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時34分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問から、一般4ページから。

4番、毛利爾君。

○4番（毛利 爾君） 改めてなのですけれども、商工費の観光費で洞爺湖園地等管理事業、当町が今年度より所管するという事になってはいますが、これ何年ごとだったか、改めてちょっとお教え願いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

洞爺湖町と壮瞥町が持ち回りで2年ごとでございまして、壮瞥町は令和5年度と6年度の2年間ということになります。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤 恣君。

○5番（佐藤 恣君） 商工費の今の件について、私はこの予算書を見て考えたのですけれども、理解できない面がありますので、質問したいと思います。

洞爺湖園地等の管理事業で、当初予算で負担金を78万2,000円でしたか、計上していて、これを全額今回減額するという事はどういうことなのか。どうしてこの全額、負担金を減額するのかという意味がちょっと理解できませんでした。

そして、歳入のほうで洞爺湖生物多様性保全協議会、洞爺湖町負担金118万2,000円が町の歳入になるのですね。なぜ協議会のほうに直接支払うことができなかったのか。支払うべきだと私は思っていたのですけれども、これどうして町に1回入るのか。多分私は、この事業を進めるために186万7,000円という金額が国庫支出金として歳入になるので、その財源として入ってくるのかなと変な考えを持ったのですけれども、この仕組み、これについて少し説明願いたい。

それから、もう一点は、洞爺湖生物多様性保全協議会の令和5年度の事業、前に予算審議のときに聞いたとは思いますが、この事業について、どのような事業に取り組まれるかについても説明を求めたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） 5番、佐藤議員のご質問2点ございまして、ご答弁申し上げたいと思います。

まず、この予算の仕組みについてのご質問でございましたが、昨年度までは洞爺湖町が事務局で、そちらに78万2,000円の負担金を入れるだけで済んでおりまして、洞爺湖生物多様性保全協議会として補助金をもらいながら、この事業を執行してまいりました。ところが、今年は環境省の特定外来生物防除等対策事業交付金という交付金を活用した事業になりまして、国から間接補助という形で地方公共団体が外来生物など特定外来生物の生態系の被害防止を目的としてやってくださいということを間接的に受けるということになりまして、壮瞥町が事務局になりました関係で、壮瞥町が申請して報告をしなければいけないということになりました。地方公共団体というのは、壮瞥だけではなくて洞爺湖町も含んでおりまして、この両町の支出する分も合わせて負担金で見込んでいたものを一旦壮瞥町で受けまして、それに国からの186万

7,000 円も含めて町が一括して洞爺湖生物多様性保全協議会に対して交付するという仕組みに、そういう流れになってございます。国の補助が2分の1でありますので、こういった形の整理をさせていただいたということでございます。

それから、2点目の協議会の本年度の事業でございますけれども、主には特定外来生物でございますウチダザリガニの捕獲調査業務ということで、これが6月から11月まで洞爺湖でその採捕をいたしまして、捕獲圧を強めて駆除、調査を行うということが主でございます。そのほかに、そういった外来生物の持ち出しを防ぐと。ほかの生態系を乱させないような啓発事業、それからウチダザリガニが水草を食べてしまうということがありまして、漁業被害等にもつながる関係があって、その水草の生息状況の調査などを行うといったことが主な事業、業務になっております。そのほか、こういった生物の多様性シンポジウムというのも開催する予定がございまして、こちらのほうへの協力、参加なども計画に入っております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般5ページ、ありませんか。

5番、佐藤 孝君。

○5番（佐藤 孝君） 保健体育総務費で、今回各種スポーツ大会参加補助金を支出するということで、これは私は異議ありませんけれども、認識不足で申し訳ありませんけれども、縄跳びダブルダッチとはどのようなスポーツか、私は詳しく承知しておりません。ただ、これは何かロープを回しながら、その間をいろんな演技をしながらやるスポーツだということは薄々理解はしているのですが、この大会に出場する方は小学生か、中学生か、どちらでしょうか。また、提案でコーチ2名というのはロープを回すだとか、いろいろな操作をする方が2名と考えていいのか。この点について、最初に伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

ダブルダッチという競技ですが、議員おっしゃられたとおり2本のロープを使って回して、そのリズムに合わせ、音楽に合わせて競技を行うという競技でございます。

そして、今回出場するのは壮瞥小学校の5年生ということでございます。コーチ2名というのは、その縄の操作でコーチ2名が入って、3名で演技をするという形になっております。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤 孝君。

○5番（佐藤 孝君） 分かりました。関心を持ってこれからその競技、いろいろなインターネットなどで調べて映像を見てみたいと思いますけれども、関連してさきに開催された臨時議会と同じく補正予算でバドミントン少年団が道内の予選大会を優

秀な成績を収めて全国大会に出場するための選手2名、コーチ2名分、合わせて62万円の補正をして、既に8月11日から13日までの、これは高松市でしたか。どこか遠いところで開催される大会に出場したと思いますけれども、どのような成績を収めたのか、承知していれば伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

さきにバドミントンの全国大会ということで、選手2名とコーチ2名、高知県で全国大会がありまして、8月11日から13日に開催されております。成績でございますが、これに関わる実績報告が出てきたのですけれども、それにはちょっと成績の部分が記載されておりました。確認はしておりませんが、全国大会で活躍してくれたということで押さえております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、一般6ページ、ありませんか。

6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） 新型コロナ感染対策費で、今回秋にワクチンを接種するということで、令和5年度の秋に開始のワクチンの接種をするとして委託料113万9,000円の計上となっております。それにつきまして、ワクチンを打つ方の見込み分、人数というのはどのぐらいを予定しているのでしょうか。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

この秋にワクチン接種を受ける見込みの人数ということなのですが、実は見込みの人数としては今1,350人というふうに見込んでおります。1,350人というのは、実は令和4年度の冬の接種が一千三百四十何人ぐらいでしたので、同じぐらいだろうというふうにして1,350人を一応見込んでおります。ただ、今回この予算計上したのは実は500人分なのですけれども、令和4年度からの繰越し分がありまして、850人分ぐらいの繰越しがあるものですから、その差、1,350というのは予想しているのですけれども、繰越し分が850ありますので、その差分として今回計上しているのは500人分を計上しております。ただ、接種する見込みとしては1,350人ぐらいかなというふうに予想というか、見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） 1,350名というお話を聞きましたけれども、結構打たれる方も多いと思いますが、コロナワクチンについてはメリットもありますし、また一定のリスクも存在するということも言われております。これについて、町民の方にどのよ

うな形でメリット、リスクの説明、広報とかで周知をするかなとは思っていますが、その辺バランスよくどのようにお知らせするのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

住民への周知ということなのですが、今議員おっしゃられたとおり広報もそうですし、あと接種券とかを個別に送ったりするので、その中にそういうパンフレットですとか、そういう説明というものをに入れて周知を図っていくということにしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、歳入について、一般 1 ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般 2 ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第 1 表、歳入歳出予算補正及び第 2 表、地方債補正について、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 53 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 53 号 令和 5 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 5 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 54 号

○議長（森 太郎君） 日程第 6、議案第 54 号 令和 5 年度壮瞥町介護保険特別会

計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 54 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 54 号 令和 5 年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 55 号

○議長（森 太郎君） 日程第 7、議案第 55 号 令和 4 年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第 55 号については、議長を除く全員の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 55 号については、議長を除く全員の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において選考することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において選考することに決しました。

選考結果について報告いたします。委員長に山本勲君、副委員長に加藤正志君を選任することに決しました。

お諮りいたします。ただいまの報告のとおり選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員長に山本勲君、副委員長に加藤正志君を選任することに決しました。

◎報告第5号

○議長（森 太郎君） 日程第8、報告第5号 出資法人の経営状況についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第5号を終結いたします。

◎発議案第2号

○議長（森 太郎君） 日程第9、発議案第2号 壮瞥町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

8番、真鍋盛男君。

○8番（真鍋盛男君） 発議案第2号 壮瞥町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についての提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第92条の2が改正され、議員個人と町との請負が政令で定める一定金額（300万円）まで規制の対象から除かれることとなりましたが、議員の職務執行の公正、適正を損なうこととならないよう、町からの請負の対価として各会計年度に支払いを受けた金銭の総額や請負の概要など一定事項を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表する等、議員個人による請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とした条例を制定する必要があることから、本条例案を提出したものであり、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、制定文につきましては、お手元に配付の議案のとおりでありますので、朗読を省略させていただきます。

○議長（森 太郎君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これより発議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、発議案第2号 壮瞥町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎意見案第1号

○議長（森 太郎君） 日程第10、意見案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

4番、毛利爾君。

○4番（毛利 爾君） 意見案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提案理由の説明を申し上げます。

北海道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と北海道が連携し 2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進など森林吸収源対策を積極的に推進することが必要であります。

本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造公共施設の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところであり、北海道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するため、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策をさらに進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業の充実・強化を図ることが必要であります。

よって、国においては、二酸化炭素の吸収など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保し、また、森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く材質の優れたクリーンラッチなどの優良種苗の安定供

給、ＩＣＴ等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスエネルギーの利用促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化し、さらに、森林吸収源対策のさらなる推進に向け、森林の多い市町村において必要な森林整備がより一層進むよう、森林環境譲与税の譲与基準を見直すことを強く要望するものであり、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上であります。

○議長（森 太郎君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより意見案第１号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、意見案第１号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎意見案第２号

○議長（森 太郎君） 日程第１１、意見案第２号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

４番、毛利爾君。

○４番（毛利 爾君） 意見案第２号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提案理由の説明を申し上げます。

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、国土の５分の１以上を占める広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、

将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指しています。

こうした中、地域の産業を支える本道の道路を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害による交通障害の発生や、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等のリスクが増大するなど、防災・減災、国土強靱化の取組が喫緊課題になるとともに、道路施設の老朽化や通学路等の安全対策の推進が大変重要となっています。

今後は、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、安定的な物流や広域周遊観光を支える道路の整備が必要不可欠であり、加えて、積雪寒冷地の本道においては、安定的な除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を図ることが必要であります。地方財政は依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準が上昇する中、道路整備、管理に必要な予算を安定的に確保することが重要であります。

よって、国においては、国土の骨格を形成する高規格道路から国民の日常生活に最も身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進し、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望するものであります。

1 道路の整備・管理が長期安定的に進められるよう、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。

2 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を例年以上の規模で確保するとともに、5か年加速化対策期間完了後も、昨今の地震・豪雨・豪雪などの災害の状況を踏まえ、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保し、継続的に取り組むこと。

3 高規格道路におけるミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化や、直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。

4 橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保するほか、舗装修繕等の維持管理に係る制度創設や財政支援の充実・強化を図ること。

5 地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、子どもたちの安全・安心を守る通学路等の交通安全対策を強化・推進するとともに、冬期における安全な道路交通を確保するための道路整備や除排雪を含む安定した維持管理の充実に必要な予算を確保すること。

6 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上について、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣。

以上であります。

○議長（森 太郎君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより意見案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、意見案第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書は原案のとおり可決されました。

◎意見案第3号

○議長（森 太郎君） 日程第12、意見案第3号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

4番、毛利爾君。

○4番（毛利 爾君） 意見案第3号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書の提案理由の説明を申し上げます。

軽油引取税については、平成21年度の地方税法の改正により、道路特定財源から一般財源化され、これに伴い、道路の使用に直接関連しない機械等に使われる軽油に設けられている免税制度が、令和3年3月末で廃止される予定となっていました。索道事業者等からの強い要望により3年間延長措置が認められ、令和6年3月末での適用期限を迎えます。

索道事業では、スキー場のゲレンデ整備に使用する圧雪車の燃料、降雪機の動力源として使用する軽油について免税となっており、この制度がなくなれば、スキー人口の減少等から現在でさえ大変厳しい経営環境をさらに圧迫し、スキー場の経営は一層厳しいものとなり、北海道の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧されます。

本町内のスキー場においても、安全・安心かつ快適なゲレンデを提供するため雪面整備に圧雪車等を使用しており、スキー場の経営維持に軽油引取税の免税措置は不可欠なものとなっております。

よって、国においては、索道事業者、農林水産事業者、鉱物採掘事業者など幅広い産業の経営が圧迫され、地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう、軽油引取税の課税免除措置を継続するよう強く要望するものであり、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣。

以上であります。

○議長（森 太郎君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより意見案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、意見案第3号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議長（森 太郎君） お諮りいたします。

議事の都合により9月9日から9月13日までの5日間休会にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、9月9日から9月13日までの5日間休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（森 太郎君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

9月14日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

(午前11時13分)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

令和５年壮瞥町議会第３回定例会会議録

○議事日程（第３号）

令和５年９月１４日（木曜日） 午後 ３時００分開議

日程第 １ 会議録署名議員の指名

日程第 ２ 議案第５５号 令和４年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定について

日程第 ３ 報告第６号及び議案第５６号について

日程第 ４ 各委員会の所管事務調査について

○出席議員（９名）

1番	山本	勲	君	2番	加藤	正志	君
3番	長内	伸一	君	4番	毛利	爾	君
5番	佐藤	忖	君	6番	湯浅	祥治	君
7番	菊地	敏法	君	8番	真鍋	盛男	君
9番	森	太郎	君				

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也	君
副町長	厂原收	君
教育長	谷坂常年	君
会計管理者兼		
	大野博雄	君
税務会計課長		
総務課長（兼）	庵	匡君
企画財政課長	上名正樹	君
企画財政課参事	市田喜芳	君
住民福祉課長	阿部正一	君
産業振興課長	木下薰	君
商工観光課長	三松靖志	君
建設課長	澤井智明	君
生涯学習課長	河野圭	君
選管書記長（兼）	庵	匡君
農委事務局長	齋藤誠士	君
監委事務局長（兼）	小林一也	君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	小林一也	君
------	------	---

◎開議の宣告

○議長（森 太郎君） これより本日の会議を開きます。
（午後 3時00分）

◎議事日程の報告

○議長（森 太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において
7番 菊地敏法君 8番 真鍋盛男君
を指名いたします。

◎議案第55号

○議長（森 太郎君） 日程第2、議案第55号 令和4年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案第55号については、9月8日の本定例会において決算審査特別委員会に付託された審査案件でありますので、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

山本勲君。

○決算審査特別委員会委員長（山本 勲君） 決算審査特別委員会審査報告を申し上げます。

令和5年9月8日開催の第3回定例会において、議長を除く全員の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、本特別委員会に付託されました議案第55号 令和4年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定についてを、9月11日から14日までのうち3日間特別委員会を開催し、慎重に審議を行いました。結果、次の結論を得ましたので、審査の経過と結果をご報告いたします。

事件名、議案第55号 令和4年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定について。

審査の経過、特別委員会の開催、議案第55号を審査するための特別委員会を次のとおり開催いたしました。総務、経済常任委員会の2分科会による書類等の審査を9月11日から12日までの2日間、議案審議を9月14日の1日間。

特別委員会に出席した委員、特別委員会に職務のため出席した者、特別委員会に出席した説明員の氏名は、お手元に配付の書面のとおりであります。

特別委員会の結論、議案第55号 令和4年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定については、関係書類、支出証書、資料等の審査を実施した中での疑問点、問題点等につ

いて質疑の中で理事者及び担当課長の説明を受け、慎重に審査を行いました。

審査の結果につきましては、原案のとおり認定すべきものと決しました。

なお、審議の中での課題等については、十分な協議検討をされるよう望みます。

以上で決算審査特別委員会に付託されました議案第 55 号 令和 4 年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定についての審査の経過と結果を申し上げ、報告といたします。

決算審査特別委員会委員長、山本勲。

以上、報告を終わります。

○議長（森 太郎君） 決算審査特別委員会委員長の報告に対して質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第 55 号を採決いたします。

本議案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は全て原案のとおり認定すべきものであります。

本議案は、決算審査特別委員会委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 55 号については決算審査特別委員会委員長の報告のとおり原案のとおり認定されました。

◎報告第 6 号及び議案第 56 号について

○議長（森 太郎君） 日程第 3、報告第 6 号及び議案第 56 号についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（厂原 収君） 令和 5 年第 3 回定例会に追加提出いたします議件は、報告第 6 号の 1 件、議案第 56 号の 1 件、合計 2 件であります。

その内容についてご説明いたします。報告第 6 号 令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率等について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、別紙監査委員の意見をつけて報告する。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、

議会への報告が義務づけられている実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの財政健全化の指標及び公営企業に係る資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。実質赤字比率は一般会計の赤字を示す指標であり、連結実質赤字比率は町の全ての会計の赤字を示す指標であります。それぞれ赤字は生じておりません。実質公債費比率は、公債費の大きさを示す指標で9.8%となっております。将来負担比率は翌年度以降に負担する債務の大きさを示す指標ですが、算定結果はゼロ以下となっております。

なお、令和4年度財政健全化審査意見書になりますが、90ページになります。2の審査結果にあります(1)の総合意見では健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められるとされており、(2)の個別意見につきましてもそれぞれ良好な状態にあると認められるとする評価をいただいているところであります。

次に、資金不足比率についてですが、資金不足比率は経営状況の悪化の度合いを示す指標ですが、各会計におきまして資金不足は生じておりません。

なお、令和4年度簡易水道事業特別会計経営健全化審査意見書と令和4年度集落排水事業特別会計経営健全化審査意見書になりますが、ともに2の審査の結果にあります(1)の総合意見では、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められるとされており、(2)の個別意見につきましても良好な状態にあると認められるとする評価をいただいているところであります。

なお、報告第6号の表中に早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準の指標を記載しておりますので、こちらは参考としていただければと思います。

93ページになります。議案第56号 議決事項の一部変更について。

令和5年5月23日第4回臨時会において議決を得た(議案第34号)工事請負契約について、下記のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

3の契約金額中「6,820万円」を「7,051万円」に変更する。

本件につきましては、令和5年第4回臨時会で議決を得た仲洞爺地区水道施設整備工事2工区の工事請負契約になりますが、管路土工での掘削作業において多くの玉石が確認されたため、当初想定していた掘削により発生した土砂による埋め戻しができなくなったことから、玉石の破碎作業や不足する埋め戻し材の追加などにより契約金額を変更するものであります。

以上が追加提出いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(森 太郎君) これにて提案理由の説明を終結いたします。

日程第3のうち、報告第6号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率等についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第6号を終結いたします。

日程第3のうち、議案第56号 議決事項の一部変更についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第56号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号 議決事項の一部変更については原案のとおり可決されました。

◎各委員会の所管事務調査について

○議長（森 太郎君） 日程第4、各委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長から閉会中に所管事務調査を、議会運営委員長から閉会中に次期定例会までの会期日程など議会運営に関する事項について所管事務調査を実施したい旨、それぞれ申出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長からの申出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（森 太郎君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和5年壮瞥町議会第3回定例会を閉会いたします。

（午後 3時13分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員